



ロシア連邦検察庁法・弁護士法

森下, 敏男

(Citation)

神戸法学年報, 21:21-115

(Issue Date)

2005

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/E0032296>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/E0032296>



[資 料]

ロシア連邦検察庁法・弁護士法

森 下 敏 男

1991年のソ連邦の崩壊以後、ロシアの司法制度は大きく転換してきた。その概要は、拙稿「現代ロシアの司法制度改革」(『神戸法学年報』第17号、2001年)で明らかにしたとおりである。その際、「裁判システム法」、「裁判官地位法」、「治安判事法」などの邦訳を資料として付した。ここではそれに続き、「ロシア連邦検察庁法」と「ロシア連邦弁護士活動・弁護士集団法」の邦訳を示すことにする。

邦訳：ロシア連邦検察庁法

(1992年制定－ロシア連邦人民代議員大会・最高会議通報02年8号366番、1995年改正－ロシア連邦法令集95年47号4472番、1999年改正－ロシア連邦法令集99年7号878番、2000年改正－ロシア連邦法令集00年2号140番、2001年改正－ロシア連邦法令集01年53号5018番、2002年改正－ロシア連邦法令集02年26号2523番、同40号3825番、2005年改正－ロシア連邦法令集05年29号2906番)

第1編 総則

第1条 ロシア連邦検察庁

1. ロシア連邦検察庁は、ロシア連邦憲法の遵守およびロシア連邦の領域上で作用している法律の執行に対する監督を、ロシア連邦の名において行う集権化された統一連邦機関システムである。

ロシア連邦検察庁は、連邦の法律の定めるその他の機能も遂行する。

2. 法律の最高性、合法性の統一および強化、人および市民の権利および自由の擁護、ならびに法律によって保護された社会および国家の諸利益の保障のために、ロシア連邦検察庁は、以下のことを行う。

①連邦の省、国家委員会、局、およびその他の連邦執行権力機関、ロシア連邦構成主体の立法（代表）および執行機関、地方自治機関、軍管理機関、統制機関、ならびにこれら諸機関の管理職、ならびに営利および非営利団体の管理機関および長による法律の執行に対する監督、ならびにそれら諸機関によって公布された法令の法律への適合性の監督

②連邦の省、国家委員会、局、およびその他の連邦執行権力機関、ロシア連邦構成主体の立法（代表）および執行機関、地方自治機関、軍管理機関、統制機関、これら諸機関の管理職、ならびに営利および非営利団体の管理機関および長による、人および市民の権利および自由の遵守に対する監督

③機動的搜索活動、捜査、および予審を行う諸機関による法律の執行に対する監督

④裁判所の執行官による法律の執行の監督

⑤刑罰を執行し、裁判所によって決定された強制的性格の処分を適用する諸機関および諸施設の管理部、ならびに留置所および拘置所の管理部による法律の執行に対する監督

⑥ロシア連邦の刑事訴訟法制によって定められた権限に従って行う刑事訴追

⑦犯罪との闘いに関する法維持諸機関の活動の調整

3. 検察官は、ロシア連邦の訴訟法制に従い、裁判所による事件の審理に参加し、法律に違反する裁判所および仲裁裁判所（以下裁判所）の民事判決、刑事判決、決定および命令に対して異議申立を行う。

4. ロシア連邦検察庁は、法創造活動に参加する。

5. ロシア連邦最高検察庁は、専門の出版物を発行する。

第2条 国際協力

ロシア連邦最高検察庁は、その権限の範囲内で、他国および国際組織の対応する機関と直接の関係をもち、それと協力し、法的支援および犯罪との闘争の諸問題について協定を結び、ロシア連邦の締結する国際条約の策定に参加する。

第3条 ロシア連邦検察庁の活動の法的基礎

ロシア連邦検察庁の活動の組織および手続、ならびに検察官の権限は、ロシア連邦憲法、本連邦法、その他の連邦の法律、およびロシア連邦の締結する国際条約によって定められる。

ロシア連邦検察庁に、連邦の法律の定めていない機能を行わせることはできない。

第4条 ロシア連邦検察庁の組織および活動の諸原則

1. ロシア連邦検察庁は、機関（以下、検察機関）および施設の集権化された統一連邦システムを組織し、下級検察官は上級検察官およびロシア連邦検事総長に服属して活動する。

2. 検察機関は、

①連邦国家権力機関、ロシア連邦構成主体の国家権力機関、地方自治機関、および社会団体から独立し、ロシア連邦領域上で有効である法律に厳格に従ってその権限を行使する。

②市民の権利および自由の保護に関するロシア連邦の法令、ならびに国家機密および法律によって特別に保護されているその他の秘密に関するロシア連邦の法令の要件に違反しない限度において、公開で活動する。

③連邦の国家権力機関、ロシア連邦構成主体の国家権力機関、地方自治機関、および住民に、合法性の実状について情報を提供する。

3. 検察官および検察機関の予審官（以下、検察官および予審官）は、選挙された機関、ならびに国家権力機関および地方自治機関によって形成されたそ

の他の機関の構成員となることはできない。

4. 検察機関の勤務員は、政治目的を追求する社会団体の構成員となることはできず、その活動に参加することはできない。検察庁の機関および施設の内部に、政治目的を追求する社会団体を創設し、活動すること、およびそれを組織化することは許されない。検察官および予審官は、その職務活動において、所属する社会団体の決定に拘束されない。

5. 検察機関の勤務員は、その基本職務以外に、教育、科学および創造の活動を除き、他の有償または無償の活動を兼職することはできない。

第5条 検事監督の実施に対する干渉は許されない

1. 連邦国家権力機関、ロシア連邦構成主体の国家権力機関、地方自治機関、社会団体、マスメディア、ならびにそれらの代表者および管理職が、検察官または予審官に対して、それらによって採択される決定に影響を与える目的で、いかなる形態であれ影響力を行使したり、いかなる形態であれその活動を妨害した場合は、法律の定める責任を問われる。

2. 検察官および予審官は、その手続の下にある事件および資料について、実質的内容について説明する義務を負わず、連邦の法令の定めるケースおよび手続による場合を除き、いかなる者へも知らせる義務を負わない。

3. いかなる者も、検察機関の実施した点検および予審の資料を、その完了前に、検察官の許可なしに公表することはできない。

第6条 検察官の要求の履行義務

1. 本連邦法第22条、第27条、第30条および第33条に列举された検察官の権限から生じる検察官の要求は、定められた期間内に無条件で履行しなければならない。

2. 検察機関に課せられた機能の実現のために不可欠な統計的その他の情報、書類、および記録ならびにそれらの複写は、検察官および予審官の要求に基づいて無償で提供される。

3. その権限から生じる検察官および予審官の要求を履行せず、またはその出頭要請を拒否した場合は、法律の定める責任を問われる。

第7条 連邦立法・執行権力機関、ロシア連邦構成主体の代表（立法）・執行機関、および地方自治機関の会議への検察官の参加

1. ロシア連邦検事総長、同代理およびその委任を受けたその他の検察官は、ロシア連邦議会議院、その常任委員会および特別委員会、ロシア連邦政府、ロシア連邦構成主体の代表（立法）・執行機関、ならびに地方自治機関の会議に出席する権利を有する。

2. ロシア連邦構成主体検事長、市検事長、地区検事長、それらと同等の検事、それらの代理、およびそれらの委任に基づく他の検察官は、それぞれ対応する単位および下位単位のロシア連邦構成主体の代表（立法）・執行機関、および地方自治機関の会議に出席する権利を有する。

3. 検事長、同代理、およびそれらの委任に基づく他の検察官は、検察官の提起した提議および異議申立の審議に際して、連邦執行権力機関、ロシア連邦構成主体の代表（立法）・執行機関、地方自治機関、営利団体および非営利団体の審議に参加する権利を有する。

第8条 犯罪との闘争に関する活動の調整

1. ロシア連邦検事総長、およびそれに服属する検事は、内務機関、連邦保安機関、税務警察機関、税関機関、その他の法維持機関の対犯罪闘争活動を調整する。

2. 本条第1項に掲げた諸機関の活動の調整を保証するために、検察官は、ロシア連邦大統領の承認した対犯罪闘争活動調整規程に従い、調整会議を招集し、作業グループを組織し、統計的情報その他の必要な情報を要求し、その他の権限を行使する。

第9条 法創造活動への参加

検察官は、自らの権限を行使する過程で、現行の規範的法令を補正する必要

性を認めたときは、対応する単位および下位の単位の立法機関および立法発議権を有する機関に、法律その他の規範的法令の修正、追加、廃止または採択に関する提案を行う権利を有する。

第10条 申請、訴願その他の訴えの検察機関における審理および解決

1. 法律違反に関する情報を含む申請、訴願その他の訴えは、検察機関において、その権限に従って解決される。検察官によって決定が採択された事実は、訴えた者が自らの権利を守るために裁判所に提訴することの妨げとはならない。裁判所の民事判決、刑事判決、決定および命令に対する訴願に関する検察機関の決定は、上級検察官にのみ不服申立できる。

2. 検察機関の受理した申請、訴願その他の訴えは、連邦法制の定める手続に従い、その定める期間内に審理される。

3. 申請、訴願その他の訴えに対する検察機関の応答には、理由が示されなければならない。申請または訴願を棄却する場合は、申請人に、当該決定に対する不服申立の手続を説明しなければならない。また法律に定められている場合は、裁判所に提訴する権利があることを説明しなければならない。

4. 検察官は、法律の定める手続に従い、法違反を行った者の責任を追及する措置をとる。

5. その決定または行為が検察機関に不服申立された機関または管理職に、検察機関への訴願を転送することは禁止される。

第2編 ロシア連邦検察庁のシステムおよび組織

第11条 ロシア連邦検察庁のシステム

1. ロシア連邦検察庁のシステムを構成するのは、ロシア連邦最高検察庁、ロシア連邦構成主体検察庁、ロシア連邦構成主体検察庁と同等の軍検察庁およびその他の特別検察庁、法人格をもつ科学施設、教育施設および出版編集局、

市検察庁、地区検察庁、ならびにその他の地域的・軍事的・その他の特別検察庁である。

ロシア連邦最高検察庁、ロシア連邦構成主体検察庁、ロシア連邦構成主体検察庁と同等の検察庁、ならびに科学施設および教育施設は、社会・日常のおよび経済的用途の資産の運用管理権を有する。

2. 検察庁の機関および施設の形成、改組および廃止、ならびにその地位および権限の決定は、ロシア連邦検事総長によって行われる。

3. ロシア連邦の領域上に、ロシア連邦検察庁の統一システムに入らない検察機関を創設し、活動することは許されない。

第12条 ロシア連邦検事総長の任命

1. ロシア連邦検事総長は、ロシア連邦大統領の提案に基づき、ロシア連邦議会連邦院により、その職務に任命され、また解任される。

2. ロシア連邦大統領によって提案されたロシア連邦検事総長職の候補者が、連邦院構成員の必要票数を獲得できなかった場合は、ロシア連邦大統領は、30日以内に、新しい候補者を連邦院に提案するものとする。

3. ロシア連邦検事総長が欠如する場合、または検事総長が自らの職務を遂行することが不可能な場合は、検事総長第一代理がその職務を代行し、ロシア連邦検事総長および検事総長第一代理が欠如し、またはそれらが自らの職務を遂行することが不可能な場合は、ロシア連邦検事総長代理のうちの一人が、検事総長代理間の所定の職務配分に従って、その職務を代行する。

4. ロシア連邦検事総長の任期は5年である。

5. ロシア連邦検事総長の任命および解任の事実は、印刷物で公表される。

6. ロシア連邦検事総長は、ロシア連邦議会両院およびロシア連邦大統領に、毎年、ロシア連邦における合法性および法秩序の状況、ならびにその強化のために実施された活動に関する報告書を提出するものとする。

第13条 検察官の任命、その指揮系統、および職務からの解任の事由

1. ロシア連邦構成主体検事長は、ロシア連邦構成主体の定めるロシア連邦構成主体の国家権力機関との合意に基づき、ロシア連邦検事総長によってその職務に任命される。

ロシア連邦構成主体検事長は、ロシア連邦検事総長に服属し、報告義務を負い、ロシア連邦検事総長によってその職務から解任される。

2. 市検事長、地区検事長および特別検察庁検事長は、ロシア連邦検事総長によってその職務に任命され、解任され、上級検事およびロシア連邦検事総長に服属し、報告義務を負う。

3. 検察官の任命および解任の事実、は、印刷物で公表される。

第14条 ロシア連邦最高検察庁

1. ロシア連邦検事総長は、ロシア連邦最高検察庁を統率する。

2. ロシア連邦検事総長の下には、ロシア連邦検事総長の提案に基づき、ロシア連邦議会連邦院によってその職に任命され、解任される検事総長第一代理および検事総長代理がおかれる。

3. ロシア連邦最高検察庁には、ロシア連邦検事総長（議長）、検事総長第一代理、検事総長代理（以上は職務上当然に）、およびロシア連邦検事総長の任命するその他の検察庁勤務員を構成員とする協議会が組織される。

4. ロシア連邦最高検察庁の内部構造を構成するのは、総局、局および部（局の構成部分であるものと、局と同一の権利を有するものがある）である。総局、局および局と同一の権利を有する部の長は、ロシア連邦検事総長の上級補佐官となり、それらの副総局長・副局長・副部長および局の構成部分である部の長は、ロシア連邦検事総長の補佐官となる。

総局、局および部には、先任検察官および検察官、先任刑務検察官および刑務検察官、特別重要事件先任予審官および特別重要事件予審官、ならびにそれらの補佐官の職が設けられる。

5. ロシア連邦検事総長の下には、局長の地位に相当する顧問、先任補佐官

および特任先任補佐官、ならびに副局長の地位に相当する補佐官および特任補佐官の職がおかれる。ロシア連邦検事総長第一代理および検事総長代理の下には、副局長の地位に相当する特任補佐官の職がおかれる。

6. ロシア連邦最高検察庁には、ロシア連邦検事総長代理の1人である最高軍検事長の統率する最高軍検察庁が組織され、それは構成単位としての権利を有する。

7. ロシア連邦最高検察庁において、検察機関の組織および活動に関連する諸問題の審理のために、科学・諮問評議会が活動する。科学・諮問評議会規程は、ロシア連邦検事総長によって承認される。

第15条 ロシア連邦構成主体検察庁およびそれと同等の検察庁

1. ロシア連邦構成主体検察庁、ならびにそれと同等の軍検察庁および特別検察庁を統率するのは、それぞれの検事長であり、その下には、その第一代理および代理がおかれる。

2. ロシア連邦構成主体検察庁、ならびにそれと同等の軍検察庁および特別検察庁には、検事長（議長）、その第一代理および代理（以上は職務上当然に）、ならびに検事長の任命するその他の検察庁勤務員を構成員とする協議会が設置される。

3. ロシア連邦構成主体検察庁、ならびにそれと同等の軍検察庁および特別検察庁には、局および部（局と同一の権利を有するものと、局の構成部分であるものとがある）が組織される。局および局と同一の権利を有する部の長は、ロシア連邦構成主体検事長の先任補佐官となり、これら長の代理および局の構成部分である部の長は、ロシア連邦構成主体検事長の補佐官となる。

上記検察庁の下には、検事長の先任補佐官および補佐官、先任検察官および検察官、先任刑務検察官および刑務検察官、特別重要事件予審官および先任予審官、ならびにそれらの補佐官の職が設けられる。ロシア連邦構成主体検察庁およびそれと同等の検察庁の検事長は、局長代理の地位に相当する特任補佐官

をもつことができる。

第16条 市検察庁、地区検察庁およびそれらと同等の検察庁

市検察庁、地区検察庁、ならびにそれらと同等の軍検察庁およびその他の特別検察庁を統率するのは、それぞれの検事長である。これらの検察庁には、検事長の第一代理、代理、前任補佐官、補佐官、前任刑務検察官、刑務検察官、ならびに前任予審官および予審官（市検察庁においては特別重要事件予審官）、ならびにそれらの補佐官の職が設けられる。

第17条 ロシア連邦検察庁システムの指導におけるロシア連邦検事総長の権限

1. ロシア連邦検事総長は、ロシア連邦検察庁システムを指導し、ロシア連邦検察庁システムの活動の組織化の諸問題、ならびに上記勤務員の物質的および社会的保障の措置の実施手続を規制する命令、指示、処分、規程および訓令を発する。それらは、検察庁の諸機関および諸施設の全勤務員によってその履行が義務づけられる。

2. ロシア連邦検事総長は、与えられた定員数および労働報酬基金の範囲内で、ロシア連邦最高検察庁の定員と内部構成を決定し、構成部局の権限を定め、服属する検察庁の諸機関および諸施設の定員数および内部構成を決定する。

3. ロシア連邦検事総長は、ロシア連邦検察庁システム付属の科学・教育施設の所長（学長）およびその代理を任命し、解任する。

4. ロシア連邦検事総長は、本連邦法によって検察機関に課された任務の遂行に責任を負う。

第18条 服属する検察機関の指導に関するロシア連邦構成主体検察庁およびそれと同等の検察庁の検事長の権限

ロシア連邦構成主体検事長およびそれと同等の検察官は、ロシア連邦領域上で有効である法律、およびロシア連邦検事総長の規範的法令に基づき、市検察庁、地区検察庁およびそれと同等の検察庁の活動を指導し、すべての服属する

勤務員がその執行を義務づけられる命令、指示および処分を発し、ロシア連邦検事総長の定める定員および労働報酬基金の範囲内で、自らの機構および下位の検察庁の定員配分に変更を加える。

第19条 区単位を有する市の検事長の下位検察機関の指導に関する権限

区単位を有する市の検事長は、区検察庁およびそれと同等の検察庁の活動を指導し、自らの機構および下位検察庁の定員数の変更、および要員の変更についての提案を上級検察官に提案する。

第20条 検察機関の協議会

検察機関の協議会は、協議機関である。協議会の決定に基づいて、対応する検事長は命令を発する。

第3編 検事監督

第1章 法律の執行に対する監督

第21条 監督の対象

1. 監督の対象となるのは、以下の事項である。

連邦省、連邦国家委員会、連邦局、その他の連邦執行権力機関、ロシア連邦構成主体の代表（立法）・執行国家権力機関、地方自治機関、軍管理機関、統制機関、それらの管理職、ならびに営利および非営利団体の管理機関および長によるロシア連邦憲法の遵守、およびロシア連邦領域上で有効である法律の執行

本項に列挙された諸機関および管理職によって発せられた法令の法律への適合性

2. 法律の執行に対する監督の実施に際して、検察機関は、他の国家機関に取って代わるものではない。

法律の執行の点検は、検察官が一定の措置を採ることを必要とする法律違反

に関して、檢察機関に届いた情報に基づいて実施される。

第22条 檢察官の権限

1. 檢察官は、課せられた機能の行使に際して、次の権限を有する。

職務証明書を提示して、本連邦法第21条第1項に列挙された諸機関の領域および執務室に障害なく立ち入り、それら機関の文書および資料に接し、檢察機関に届いた法律違反の事実に関する情報に関連して法律の執行を点検する権限。

上記諸機関の長およびその他の管理職に、必要な文書、資料、統計的情報およびその他の情報の提出を要求する権限。発生した問題の解明のための専門家の選抜、檢察機関に届いた資料および訴えに基づく点検、ならびにその監督下または管轄下にある団体の活動の監査の実施を要求する権限。

法律違反の原因について説明を求めるために管理職および市民を召喚する権限

2. 檢察官およびその代理は、法律の定める事由に基づき、刑事事件または行政的違法行為事件を提起し、法律に違反した者について法律の定めるその他の責任追及を要求し、法律違反を許さないことを警告する。

3. 檢察官およびその代理は、本連邦法第21条第1項に列挙された諸機関および管理職による法律違反の事実が確認された場合には、裁判外機関の決定に基づいて違法に行政拘束されている者を、自らの決定によって釈放する。

法律に違反する法令に異議申立を行い、そのような法令の無効確認を求めて裁判所または仲裁裁判所に提訴する。

法律違反を排除する提案を行う。

4. 本連邦法第21条第1項に列挙された諸機関の管理職は、点検および監査の実施に関する檢察官またはその代理の要求を遅滞なく実行する義務を負う。

第23条 檢察官の異議申立

1. 檢察官およびその代理は、法律に違反する法令につき、それを発した機

関もしくは管理職、または上級の機関もしくは上級の管理職に異議申立を行うか、またはロシア連邦の訴訟法制の定める手続に従って裁判所に提訴する。

2. 異議申立は、その受理の時から10日以内に、ロシア連邦構成主体の代表（立法）機関または地方自治機関の決定に対する異議申立の場合は次の会議で、必ず審理されなければならない。法律違反の遅滞なき排除を要求する特別の事情がある場合は、検察官は、異議申立の審理期間の短縮を決定する権利を有する。

3. 合議機関が異議申立を審理する場合は、会議の日程を、異議申立を行った検察官に通知するものとする。

4. 異議申立を行った者は、その審理以前に撤回することができる。

第24条 検察官の提議

1. 法律違反の排除に関する提議は、検察官またはその代理により、なされた違反を排除する権限を有する機関または管理職に提出され、それは遅滞なく審理されなければならない。

提議提出の日から1ヶ月以内に、なされた法律違反、その原因およびそれを促進した条件の排除のための具体的措置をとらなければならない、とられた措置の結果について文書で検察官に通知しなければならない。

2. 合議機関が提議を審理する場合は、検察官に会議の日程を通知するものとする。

3. ロシア連邦政府決定が、ロシア連邦憲法およびロシア連邦の法律に適合していない場合は、ロシア連邦検事総長は、このことについてロシア連邦大統領に情報を提供する。

第25条 検察官の決定

1. 検察官は、管理職による法律違反の性格に応じて、理由を示して刑事事件または行政的違法行為事件の提起に関する決定を行う。

2. 行政的違法行為事件の提起に関する検察官の決定は、法律の定める期間

内に、その権限を有する機関または管理職によって審理されなければならない。

第25条の1 法違反が許されないことの警告

法違反を予防するために、また違法行為が準備されているという情報が存在する場合、検察官またはその代理は、管理職に対して、また過激活動の兆候を含む違法行為が準備されているという情報が存在する場合は、社会（宗教）団体の長およびその他の者に対して、法律違反が許されないことについて、書面で警告を発する。

上記の警告で述べられた要求が履行されない場合は、警告を発せられた管理職に対して、法律の定める手続に従って責任を追及することができる。

第2章 人および市民の権利および自由の遵守に対する監督

第26条 監督の対象

1. 監督の対象となるのは、連邦省、連邦国家委員会、連邦局、その他の連邦執行権力機関、ロシア連邦構成主体の代表（立法）・執行国家権力機関、地方自治機関、軍管理機関、統制機関、それらの管理職、ならびに営利および非営利団体の管理機関および長による人および市民の権利および自由の遵守である。

2. 検察機関は、人および市民の権利および自由の遵守に対する監督を行う他の国家機関および管理職に取って代わるものではなく、団体の業務上の経済活動に干渉するものではない。

第27条 検察官の権限

1. 検察官は、自らに課された機能の実現に際して、

①人および市民の権利および自由の侵害に関する申請、訴願およびその他の申し出を審理し、点検する。

②被害者に、その権利および自由の保護手続を説明する。

③人および市民の権利および自由の侵害の予防および根絶、法律を侵害し

た者の責任の追及、ならびに引き起こされた損害の賠償の措置をとる。

④本連邦法第22条の定める権限を行使する。

2. 人および市民の権利および自由の侵害が犯罪の性格をもっていると考えられる根拠が存在する場合は、検察官は刑事事件を提起し、それを行った者が法律に従って刑事責任を追及されるよう措置をとる。

3. 人および市民の権利および自由の侵害が行政的違法行為の性格をもっている場合は、検察官は、行政的違法行為事件を提起するか、または行政的違法行為事件を審理する権限を有する機関もしくは管理職に、遅滞なく違法行為に関して通知し、点検資料を引き渡す。

4. 民事訴訟手続で保護されるべき人および市民の権利および自由が侵害された場合、被害者が、健康状態、年令、もしくはその他の理由で自らの権利および自由を、裁判所もしくは仲裁裁判所で、直接主張することができないとき、または、著しい数の市民の権利および自由が侵害され、もしくは他の事情のために違反が特別の社会的意義を有するときは、検察官は、被害者の利益を守るため、裁判所または仲裁裁判所に提訴し、訴訟を維持する。

第28条 検察官の異議申立および提議

検察官およびその代理は、人および市民の権利を侵害する法令に対する異議申立を、その法令を発した機関または管理職に提出し、またはロシア連邦の訴訟法制の定める手続に従って、裁判所に訴える。

人および市民の権利および自由の侵害の排除に関する提議は、検察官またはその代理によって、なされた侵害を排除する権限を有する機関または管理職に提出される。

異議申立および提議は、本連邦法第23条および第24条の定める手続に従い、その定める期間内に提出され、審理される。

第3章 機動的搜索活動、捜査および予審を行う機関による法律の執行に対する監督

第29条 監督の対象

監督の対象となるのは、人および市民の権利および自由の遵守、実行された犯罪または準備されている犯罪に関する申告および届け出の解決の所定の手続の遵守、機動的搜索措置の遂行および取調の実施の所定の手続の遵守、ならびに機動的搜索活動、捜査および予審を行う機関によって採択された決定の合法性である。

第30条 検察官の権限

1. 機動的搜索活動、捜査および予審を行う機関による法律の執行に対する監督に関する検察官の権限は、ロシア連邦の刑事訴訟法制その他の連邦法によって定められる。

2. 立法的規制を必要としない予審および捜査の諸問題に関するロシア連邦検事総長の指示を実行することは義務である。

第31条 捜査機関による犯罪の取調

捜査機関は刑事訴追を行い、ロシア連邦の刑事訴訟法制によってその権限とされている犯罪に関する事件の取調を行う。

検察官は、任意の犯罪を、自ら取り調べるために引き受け、またはそれに服属する検察官もしくは予審官に取調を委任する。

第4章 刑罰および裁判所の指定した強制的性格の処分を執行する機関および施設の管理部、ならびに被逮捕者および被拘留者の拘置所の管理部による法律の執行に対する監督

第32条 監督の対象

監督の対象となるのは、

- ①被逮捕者の留置場、拘置所、刑罰および裁判所の指定した強制的性格の

処分を執行する矯正労働機関および施設、ならびにその他の機関および施設において身柄を拘束することの合法性

②被逮捕者、被勾留者、受刑者、および強制的性格の処分を受けている者について、ロシア連邦法制の定める権利および義務、ならびにその拘束の手続および条件の遵守

第33条 検察官の権限

1. 法律の執行に対する監督の実施に際して、検察官は以下の権利を有する。

①本連邦法第32条の掲げる機関および施設を任意の時に訪問する。

②被逮捕者、被勾留者、受刑者、および強制的性格の処分を受けている者を尋問する。

③これらの者が逮捕され、勾留され、有罪宣告され、または強制的性格の処分を受けた理由を示した文書に、機動的捜索資料とともに目を通す。

④被逮捕者、被勾留者、受刑者、および強制的性格の処分を受けている者の権利を保障する条件をつくるよう管理部に要求し、本連邦法第32条の列挙する機関および施設の管理部の命令、処分および決定のロシア連邦法制への適合性を点検し、管理職に説明を要求し、異議申立および提議を提出し、刑事事件または行政的違法行為事件を提起する。異議申立を受けた施設管理部の法令の効力は、異議申立が審理されるまで停止される。

⑤被勾留者および受刑者に対して法律に違反して科せられた行政罰を取り消し、自らの決定により、懲罰房、隔離部屋、営倉、独房または規律房から直ちに解放する。

2. 検察官およびその代理は、自らの決定で、刑罰および強制的性格の処分を執行する施設に、合法的根拠なく拘束されているすべての者を、または法律に違反して逮捕され、予備勾留され、もしくは司法的精神病施設に収容されている者を、遅滞なく釈放する。

第34条 検察官の決定および要求の執行の義務

法律の定める拘束の手續および条件の執行に関する檢察官の決定および要求について、被逮捕者、被拘留者、受刑者、強制的性格の処分を受けている者、または司法的精神病施設に収容されている者については管理部が、また自由剝奪と結びつかない刑罰の受刑者については裁判所の判決を執行する機関が、その執行を義務づけられる。

第4編 裁判所による事件の審理への檢察官の参加

第35条 裁判所による事件の審理への檢察官の参加

1. 檢察官は、ロシア連邦の訴訟法制その他連邦の法律によって定められた場合、裁判所による事件の審理に参加する。

2. 檢察官は、裁判所で刑事訴追を行い、国家公訴人として行動する。

3. 檢察官は、ロシア連邦の訴訟法制に従い、市民の利益、および法律によって保護された社会または国家の利益を守るために、裁判所に訴えを提起し、または訴訟の任意の段階で事件に参加する権利を有する。

4. 裁判所の審理に参加する檢察官の権限は、ロシア連邦の訴訟法制によって定められる。

5. ロシア連邦検事総長は、ロシア連邦の法制に従い、ロシア連邦最高裁判所およびロシア連邦最高仲裁裁判所の会議に参加する。

6. ロシア連邦検事総長は、具体的事件で適用された、または適用すべき法律による市民の憲法上の権利および自由の侵害の問題について、ロシア連邦憲法裁判所に訴えを提起する権利を有する。

第36条 裁判所の判決等に対する異議申立

1. 檢察官またはその代理は、その権限の範囲内で、裁判所の違法または根拠のない民事判決、刑事判決、決定または命令に対して、上級裁判所に、破棄申立もしくは特別抗告、または監督手續による異議申立を行い、仲裁裁判所に

対して控訴申立または破棄申立を行う。検察官助手、局検察官および部検察官は、その審理に参加した事件についてのみ異議申立を行うことができる。

2. 検察官またはその代理は、裁判所の審理に参加したか否かに関わりなく、自らの権限の範囲内で、任意の事件または事件の種類につき、効力を発した民事判決、刑事判決、決定または命令の審理を裁判所に請求することができる。検察官は、裁判所の民事判決、刑事判決、決定または命令が違法または根拠がないとみなした場合は、監督手続で異議申立を行うか、または上級検察官に提案を行う。

3. 行政的違法行為事件に関する裁判官の決定に対する異議申立は、市検事長、地区検事長、上級検察官およびそれらの代理が行うことができる。

第37条 異議申立の撤回

裁判所の民事判決、刑事判決、決定または命令に対する異議申立は、裁判所によるその審理の前であれば、異議申立を行った検察官はそれを撤回することができる。

第38条 刑事判決の執行停止

刑罰として死刑が選択された刑事判決に対してロシア連邦検事総長またはその代理によって異議申立がなされた場合は、刑の執行は停止される。

第39条 裁判所への解説提示の提案

ロシア連邦検事総長は、ロシア連邦最高裁判所総会およびロシア連邦最高仲裁裁判所総会に、民事事件、仲裁事件、刑事事件、行政的違反行為事件およびその他の事件に関する裁判実務について解説を示すよう提案する権限を有する。

第5編 検察庁の機関および施設の職務、検察庁の機関および施設の要員

第40条 検察庁の機関および施設の職務

1. 検察庁の機関および施設の職務は、連邦国務である。

検察庁の勤務員は、本連邦法の要求を考慮に入れたうえで、連邦国務の国家職務に関する義務を遂行するロシア連邦国務の国家職員である。

検察庁勤務員の職務の法的な地位および条件は、「ロシア連邦国務基本法」第4条第2項に従い、本連邦法によって定められる。

2. 検察庁の機関および施設の勤務員（以下勤務員と略す）の労働関係は、本連邦法の定める特殊性を考慮に入れたうえで、ロシア連邦労働法制およびロシア連邦国務法制によって規制される。

3. 軍検察庁機関の軍検察官および予審官職務の勤務実施手続は、本連邦法、連邦兵役・軍務法および連邦軍職員地位法によって規制される。

4. 勤務員は、勤務上の問題に関する検察庁の機関および施設の長の決定について、上級機関の長に不服申立を行い、および（または）裁判所に提訴する権利を有する。

第40条の1 検察官および予審官の職務に任命される者に提示される要件、
検察庁の機関および施設の勤務への採用の条件および手続

1. 検察官および予審官となりうるのは、国家の認可を受けた最高専門教育施設で最高法律教育を受け、必要な専門的および道徳的資質をもち、その健康状態において課された職務上の義務を遂行する能力を有するロシア連邦市民である。

市検察庁、地区検察庁および特別の場合にそれと同等の検察庁の検察官および予審官の助手の職務に任命しうるのは、国家の認可を受けた最高専門教育施設で法律専門家としての教育を受け、この教育施設の第3課程を修了した者である。

2. 以下の者は、検察庁の機関および施設の職務に採用してはならず、その勤務に従事してはならない。

①外国国籍をもつ者

②裁判所の決定によって行為無能力者または制限能力者とみなされた者

③裁判所の決定によって一定期間國務に就く權利を剥奪された者

④前科のある者

⑤医学的鑑定により職務上の義務の遂行を妨げる病気に罹患していると判定された者

⑥その職務の点で一方が他方の直接の指揮下にあるかまたは監督下にある場合につき、検察庁の機関および施設の勤務員と、近い血族または姻族関係にある者（親、配偶者、兄弟、姉妹、子、および配偶者の兄弟、姉妹、親または子）

⑦その志望している職務の職務上の義務の遂行が、國家機密をなす情報の利用と結びついている場合につき、そのような情報の閲覧許可手続を行うことを拒否する者

3. 検察庁の機関および施設の職務は、不定期間または5年以下の期限付きで締結される労働契約の諸条件に基づいて採用される。

4. ロシア連邦最高検察庁付属の有償最高専門教育施設で法律専門家としての教育を受けた者および本連邦法第43条の4の第3項第2節の定める給与付きの普通〔通信教育ではないの意〕大学院教育を受けた検察庁勤務員は、締結した契約に従い、5年以上検察庁の機関または施設で働かなければならない。同期間満了以前に検察庁の機関または施設から解雇された場合は、健康状態による解雇、現実の兵役に招集されたための解雇、8歳未満の子を持つ女性のと看、検察庁の機関または施設の解散によるとき、勤務員の数または定数の削減（以下組織的定員措置）によるときを除いて、その教育費を完全に返済するものとする。

5. 市検事長、地区検事長およびそれと同等の検察官の職務に任命されるのは、検察庁の機関において検察官または予審官として3年以上の勤務経歴を有する25歳以上の者である。

ロシア連邦構成主体検事長およびそれと同等の検察官の職務に任命されるの

は、検察庁の機関において検察官または予審官として5年以上の勤務経歴を有する30歳以上の者である。

ロシア連邦検事総長は、特別の場合、ロシア連邦構成主体検事長、市検事長、地区検事長、およびそれと同等の特別検察庁の検事長の職務に、国家権力機関の指導的職務において、法律専門家として勤務経験を有する者を任命する権限を有する。

第40条の2 検察庁の機関および施設における勤務と関連した制限

本連邦法第40条第1項第2節に列挙された職務に従事している者には、ロシア連邦国務基本法第11条の定める制限が適用される。

第40条の3 検察庁の機関における職務への採用に際しての試用

1. 初めて検察庁の機関における職務に採用された者は、最高専門教育および中等専門教育の教育施設を修了した者を除き、従事する職務への適応性の点検のため、6ヶ月以下の期間の試用を行うことができる。試用期間は、その職務への任命権を有する検察庁の機関の長によって、その職務に採用された者との協定に基づいて定められる。試用期間は、勤務継続の過程で、当事者の協定により、6ヶ月の範囲内で、短縮し、または延長することができる。試用中の一時的労働無能力期間、およびその他試用者が尊重すべき理由なく欠勤した期間は、試用期間に計算されない。試用期間は、検察庁機関の勤務期間に算入される。

2. 本条第1項に掲げられた者は、階級位の取得なしに当該職務にあるとみなされ、それに課された勤務上の義務を遂行する。

3. 試用の結果が満足できない場合、勤務員を検察庁機関から解雇するか、または他の職務に配置転換することができる。

4. 試用期間が満了し、勤務員が課された職務上の義務の履行を継続している場合は、試用に合格したとみなされ、職務任命の追加的決定は行われない。

第40条の4 検察官（予審官）の宣誓

1. 検察官または予審官の職務に初めて任命される者は、以下の内容の検察官（予審官）としての宣誓を行う。

「自らを法律への奉仕に捧げ、以下のことを厳かに誓う。ロシア連邦憲法、法律およびロシア連邦の国際的義務を神聖に遵守し、そこからの逸脱をいささかも許さない。

だれであろうとあらゆる法律違反と非和解的に闘い、検事監督および予審の高度の効率性を成し遂げる。

個人、社会および国家の利益を積極的に擁護する。

市民の提案、申請および訴願に対して鋭敏に注意深く接し、決定に際して客観性および公平性を遵守する。

国家機密その他法律で保護された秘密を厳格に守る。

自らの職務能力を向上させ、その職業上の名誉を大切にし、清廉潔白さ、純粋さおよび謙虚さの見本となり、検察庁のよき伝統を厳粛に尊重し、豊かなものとするよう常に努める。

宣誓に違反した場合は、検察庁の機関にそれ以上留まることはできないことを知っている」。

2. 検察官（予審官）の宣誓の実施手続は、ロシア連邦検事総長によって定められる。

第40条の5 職務への任命および職務からの解任の権限

1. ロシア連邦検事総長は、以下の職務の者を任命し、職務から解任する。

①ロシア連邦最高検察庁における総局、局および部の長、ならびにそれらの代理、ならびにロシア連邦検事総長の先任補佐官、特任先任補佐官、補佐官および特任補佐官、ならびにロシア連邦検事総長第一代理および代理の特任補佐官、ならびに総局、局および部の先任検察官および検察官、ならびに上級刑務検察官、刑務検察官、特別重要事件先任予審官、特別重要事件予審官、およびそれらの補佐官

その他の職務の勤務員の任命は、ロシア連邦検事総長代理が行うことができる。

②本連邦法第13条第1項の定める手続に従い、ロシア連邦構成主体検事長およびそれと同等の検察官

③ロシア連邦構成主体検事長代理およびそれと同等の検察官

④市検事長、地区検事長およびそれと同等の検察官

⑤ロシア連邦検察庁システムの科学・教育施設（以下検察庁科学・教育施設）の所長（学長）およびその代理

2. ロシア連邦構成主体検事長およびそれと同等の検察官は、以下の職務の者を任命し、その職務から解任する。

①自らの代理を除く当該検察庁機構の勤務員

②下級検察庁の検事長代理、部長、検事長先任補佐官、検事長補佐官、先任刑務検察官、刑務検察官、特別重要事件予審官、先任予審官、予審官、およびそれらの補佐官

3. 市検事長、地区検事長およびそれらと同等の検察官は、検察官および予審官の職務に従事していない勤務員を職務に任命し、職務から解任する。

4. 検察庁の科学・教育施設の所長（学長）は、検察庁科学・教育施設の科学・教育勤務員（以下科学・教育勤務員）、および自らの代理を除き、上記施設のその他の勤務員を、職務に任命し、職務から解任する。

第41条 検察庁勤務員の資格審査、検察庁勤務員の官位

1. 検察庁勤務員の資格審査は、その従事している職務への適応性の確定のため、また検察庁勤務員の資格の向上および勤務規律の強化の目的で実施される。

2. 資格審査に服するのは、官位をもつ検察庁勤務員、または官位の授与が定められている職務に従事している検察庁勤務員である。

3. 資格審査の手続および期間は、ロシア連邦検事総長によって定められる。

4. 軍検察庁の機関の士官および科学・教育勤務員は、軍務および科学的・教育的活動を行うことの特殊性を考慮に入れたうえで、全勤務員のためにロシア連邦検事総長が定めた手続により、資格審査に服する。

5. 検察官、予審官、および科学・教育勤務員には、その従事している職務および労働経歴に従い、終身の階級位が授与される。ロシア連邦検事総長は、その他の勤務員にも階級位を授与することができる。

6. 階級位授与の手続は、ロシア連邦大統領によって承認された検察庁勤務員階級位規程によって定められる。

第41条の1 勤務証明書

検察庁勤務員には、ロシア連邦検事総長の定める様式の勤務証明書が交付される。

勤務証明書は、その者が検察庁勤務員であること、ならびにその階級位および職務を確認する文書である。

検察官および予審官の勤務証明書は、拳銃およびその他の特殊用具を携行・保管する権利、本連邦法が検察官および予審官に与えているその他の権利および権限の存在を証明する。

第41条の2 検察庁勤務員の身上書

1. 検察庁勤務員の身上書は、当該勤務員、検察庁機関および施設におけるその勤務、および資格の上昇に関する情報を含む。

2. 検察庁勤務員の政治的および宗教的帰属に関する情報を収集し、身上書に記載することは禁止される。

検察庁勤務員は、自らの身上書に含まれているすべての資料を知悉し、書面による自らの説明を身上書に加える権利を有する。

3. 検察庁勤務員の身上書の管理手続は、ロシア連邦検事総長によって定められる。

第41条の3 公式軍装

1. 検察庁勤務員は、ロシア連邦政府の定める手続および基準に従い、無償で公式軍装を保障される。

2. 検察庁勤務員が裁判所の刑事、民事および仲裁事件の審理に参加する場合、ならびに検察庁機関の公式の代表となるその他の場合、公式軍装を着用することは義務である。

3. 検察庁の機関および施設を退職した者で、検察庁の機関および施設で20年以上の勤務経歴を有する者は、検察庁機関の名誉を傷つける非行のため解雇された場合、または裁判所の判決で階級位を剥奪された場合を除き、公式軍装を着用する権利を有する。

第41条の4 勤務員の休暇

1. 検察官、予審官および科学・教育勤務員には、30暦日の期間の年次有給休暇が提供されるが、ロシア連邦領域内の休息地への往復の移動時間は計算に入れられず、交通費も支給される。

困難な、および不良な気候条件の地域で勤務している検察官および予審官には、ロシア連邦政府の定める基準に従い、ただし45暦日を下回らない年次有給休暇が提供される。

検察官、予審官および科学・教育勤務員としての勤務経歴に従い、以下のよう追加の年次有給休暇が提供される。

10年後—5 暦日

15年後—10 暦日

20年後—15 暦日

追加の休暇の提供の権利を与える基礎となる勤務経歴には、検察庁の機関および施設の見習としての勤務期間も計算に入れられる。上記の経歴日数の計算には、他の法維持機関、兵役および裁判官職務の勤務も含められる。

2. 検察官、予審官および科学・教育勤務員の申請により、管理部の合意を得て、休暇を2つの部分に分けることができる。この場合、休憩地への往復の

交通費の支給、および休憩地への往復の時間の提供は一度に限られる。

3. 個々の場合、本人の申請に基づき、勤務員に、検察庁の対応する機関または施設の長の許可を得て、年次有給休暇を翌年に繰り延べることができる。

4. 組織的定員政策、病気、辞職および年金生活入りと関連して検察庁の機関から退職する勤務員には、その希望に従い、定例の年次有給休暇が提供される。退職の年に定例年次有給休暇を利用していない場合、勤務した時間に比例して金銭補償がなされる。

第41条の5 検察勤務員の職務の転勤

1. 職務上の利益のための検察勤務員の他の地域への転勤は、本人の同意を得てのみ許される。困難な、および不良な気候条件の地域への転勤は、医療上の結論を得てのみ許される。

本人の発意による検察勤務員の他地域への転勤は、対応する検察機関の長の同意を得てのみ許される。

2. 他地域の恒常的職務に転勤する検察勤務員に対して、自らの移転およびその家族の移転の費用は、連邦財政資金によって全額補償される。

第41条の6 勤務員の報償

1. 勤務員による自らの職務上の義務の模範的履行、検察庁の機関および施設における継続的で優秀な勤務、ならびに特別の重要性および複雑性をもった任務の遂行に対して、以下の報償が与えられる。

①感謝宣言

②名誉証書授与

③名誉板・名誉簿記載

④賞金贈呈

⑤賞品贈呈

⑥高価賞品贈呈

⑦記名武器贈呈

⑧階級位繰り上げ授与または上級階級位授与

⑨「ロシア連邦検察庁優秀勤務」胸章授与

⑩「ロシア連邦検察庁名誉勤務員」胸章授与—ロシア連邦検事総長証書の手交を伴う

2. 特に傑出した勤務員には、「ロシア連邦功労法律家」の名誉称号の授与、およびロシア連邦国家賞の授与を提案することができる。

3. ロシア連邦検事総長は、本条第1項に規定されていない種類の報償を定めることができる。

4. 「ロシア連邦検察庁名誉勤務員」胸章および「ロシア連邦検察庁優秀勤務」胸章に関する規程は、ロシア連邦検事総長によって承認される。

5. 勤務員の表彰のため、表彰・賞品基金の資金が利用される。

6. ロシア連邦検事総長は、検察庁の機関および施設の勤務員ではないが、ロシア連邦検察庁システムの合法性の強化および発展に基大な援助を提供した者に、本条の定める報償を適用することができる。

第41条の7 規律責任

1. 勤務員による自らの職務上の義務の不履行またはしかるべからざる履行、および検察勤務員の名誉を毀損する非行の実行に対して、検察庁の機関および施設の長は、その者に以下の規律罰を科す権限を有する。

①戒告

②譴責

③重譴責

④階級位降格

⑤「ロシア連邦検察庁優秀勤務」胸章剥奪

⑥「ロシア連邦検察庁名誉勤務員」胸章剥奪

⑦不完全な勤務態度に対する警告

⑧検察機関からの解雇

2. ロシア連邦検事総長は、検察機関のすべての人員について規律罰を科す権限を有する。

ロシア連邦検事総長は、ロシア連邦検事総長によって職務に任命された勤務員に規律罰を科すことについて、対応する長の権限を定める。

3. ロシア連邦構成主体検事長、それと同等の検察官、および検察庁の科学・教育施設の長（学長）は、「ロシア連邦検察庁名誉勤務員」胸章の剥奪を除き、自らがその職務に任命した勤務員に規律罰を科す権利を有する。

4. 市検事長、地区検事長、およびそれと同等の検察官は、戒告、譴責、重譴責、およびその職務に自ら任命した勤務員の解雇という種類の規律罰を科す権利を有する。

5. 「ロシア連邦検察庁名誉勤務員」胸章を授与された勤務員の検察機関からの解雇という種類の規律罰は、ロシア連邦検事総長の同意を得てのみ適用することができる。

6. 規律罰は、非行の露見の直後に、ただし勤務員の病気またはその休暇中の時間を除いて計算してその露見の日から1ヶ月以内に、科される。

7. 規律罰は、勤務員の病気期間中または休暇期間中は科すことはできない。

8. 規律罰は、非行の実行の日から6ヶ月を超えて、金融・経済活動の検査または点検の結果に基づく場合はその実行の日から2年を超えて、科すことはできない。

9. 非行を行った勤務員は、規律罰賦課の問題の解決まで、有給の職務から一時的に（ただし1ヶ月以内）分離することができる。

職務からの分離は、当該職務に勤務員を任命する権利を有する検察庁の機関または施設の長の命令によって行われる。職務からの分離期間については、職務給ならびに階級位および勤続年数に基づく追加給の給与が支給される。

第42条 検察官および予審官の刑事責任および行政責任の追及手続

1. 検察機関の検察官および予審官によってなされた法違反の事実に関する

情報のすべての点検、それらの者に対する刑事事件の開始（検察官または予審官が現行犯で捕まった場合を除く）、および取調の実施は、検察機関の排他的権限である。

検察官または予審官に対して開始された刑事事件の取調の期間中、その者は職務から分離される。職務から分離された期間、勤務員に、職務給ならびに階級位および勤続年数に基づく追加給が支給される。

2. 検察官および予審官の逮捕、連行および身体検査、ならびにその持ち物および利用した交通機関の搜索は、それが他人の安全の保障のために連邦の法律によって定められている場合を除いて、また現行犯逮捕の場合を除いて、許されない。

第43条 検察庁の機関および施設における勤務の終了

1. 検察庁の機関および施設における勤務は、検察勤務員の解雇によって終了する。

ロシア連邦労働法制の定める事由以外に、検察勤務員は、以下の場合、本人の辞意により、および検察庁の機関または施設の長の発意により解雇することができる。

①検察勤務員の検察庁の機関および施設における勤務の在職年限到達

②ロシア連邦国籍の終了

③検察官（予審官）の宣誓違反、および検察勤務員の名誉を毀損する非行の実行

④勤務と関連した制限の逸脱、その他ロシア連邦国務基本法第11条および第21条第3項の定める事由の発生

⑤国家機密および法律の保護するその他の秘密を構成する情報の暴露

2. 検察庁の機関および施設の職務の検察勤務員（科学・教育勤務員を除く）の在職年限は、60歳である。

対応する検察庁の機関および施設の長の決定により、在職年限に達した勤務

員、および本連邦法第14条、第15条および第16条の掲げる職務に従事している勤務員の在職期間の延長が許される。検察庁の機関および施設における在職期間の延長は、1回につき1年以下の期間許される。

65歳に達した勤務員の在職期間の延長は許されない。この年齢に達した後は、有期労働契約の諸条件に基づき、本連邦法第44条第1項の定める給与全額を維持して、検察庁の機関および施設における仕事を継続することができる。

3. 検察庁の機関の検察官および予審官は、辞職の権利を有する。辞職の事由は以下のとおりである。

①本連邦法第44条第2項の定める年金生活の開始

②国家機関または上級の長の決定または行為への不同意

ロシア連邦検事総長、その第一代理および代理の辞表は、ロシア連邦議会連邦院のそれに関する決定の採択の後に、受理されたとみなされる。

ロシア連邦構成主体検事長、ならびに市検事長、地区検事長およびそれに匹敵する検察官の辞表は、ロシア連邦検事総長によるそれに関する決定の採択の後に、受理されたとみなされる。

他の検察官および予審官の辞表は、その者をこの職務に任命する権利を有する長がそれに関する決定を採択した後に、受理されたとみなされる。

検察勤務員の労働手帳には、辞職の事実とともにその最後の職務が記載される。

第43条の1 国家権力機関または地方自治機関の議員に選出されるかまたは被選挙職務に就いた勤務員のための保障

国家権力機関または地方自治機関の議員に選出されるかまたは被選挙職務に就いた勤務員は、そのそれぞれの権限の行使期間中は、検察庁の機関および施設における勤務を停止する。その権限が終了した後、勤務員へは、その希望により、以前就いていた職務が提供され、それが欠如している場合は、以前の勤務地、または本人の同意を得て他の勤務地の同等の職務が提供される。上記の

期間は、定期昇進階級位の取得、永年勤続の追加給、追加休暇、および永年勤続年金の権利を与える勤務員の一般労働経歴および勤続年数の計算に算入される。

第43条の2 検察庁の機関および施設の勤務員の名簿からの削除

殉職（死亡）した勤務員、および所定の手続により失踪と認められた勤務員は、ロシア連邦法制の定める手続により、検察庁の機関および施設の勤務員の名簿から削除される。

第43条の3 検察庁の機関および施設における職務、官位および勤務の回復

1. その解雇、配置転換、または階級位の剥奪が違法であると所定の手続で認められた勤務員は、以前の職務および階級位を回復するか、またはその同意を得て、他の同等の職務に任命されなければならない。

2. 検察庁の機関および施設の勤務を回復した勤務員について、その余儀なくされた空白期間は、定期昇進階級位の取得、永年勤続の追加給、追加休暇、および永年勤続年金の権利を与える勤務員の一般労働経歴および勤続年数の計算に算入される。

第43条の4 勤務員の職業的養成および専門能力の向上

1. 勤務員の高い水準の職業的養成を保障するために、特別計画による個人的および集団的学習、検察庁の上級機関および検察庁の科学・教育施設における見習、ならびに地域学習センターおよび専門能力向上研究所における教育を含む勤務員の専門能力の継続的な教育および向上のシステムが機能する。

2. 専門能力の向上は、検察官および予審官の職務上の義務である。専門技能の学習および向上に対する態度は、検察官または予審官の就いている職務への適合性、その報償および勤務の昇進の問題の解決に際して考慮される。

3. 検察庁の勤務員の中からの科学・教育要員の養成は、検察庁の科学・教育施設付属の普通教育大学院部門において行われる。

普通教育大学院に所属する検察勤務員は、就いている職務を免除され、職務

給、階級位および勤続年数による追加給を維持しつつ、教育地へ出張する。

普通教育大学院にける教育期間は、普通教育大学院の修了後1ヶ月以内に、検察庁の機関および施設における勤務に復帰するという条件の下で、定期昇進階級位の取得、永年勤続の追加給、および永年勤続年金の受給の権利を与える検察勤務員の勤続年数の計算に算入される。

第44条 検察勤務員の物質的および社会的保障

1. 検察勤務員の金銭報酬は、職務給、ならびに階級位、勤続年数および特別勤務条件による追加給（職務給の50パーセントの額）、労働の複雑性、要緊張性および高い成果による追加給（職務給の50パーセント未満の額）、職務上の義務に照応する専門分野の学位および学問上の称号に対する比例割増金、「ロシア連邦功労法律家」の名誉称号に対する比例割増金、四半期および年間の労働成果に対する報奨金、ならびにロシア連邦法制その他の規範的法令によって定められたその他の給与から構成される。

職務の複雑性、要緊張性および高い成果による追加給は、各検察勤務員の労働の量および勤務の結果を考慮に入れて、検察庁の機関または施設の長の決定によって定められる。

ロシア連邦検事総長の金銭報酬は、ロシア連邦大統領によって定められる。

検察勤務員の職務給は、ロシア連邦最高裁判所長官の職務給の80パーセントに当たるロシア連邦検事総長第一代理の職務給に対する一定の比率のかたちで、ロシア連邦検事総長の提案に基づいて、ロシア連邦政府によって定められる。

ロシア連邦最高検察庁における検察勤務員の個々の職務を代行する者、およびロシア連邦最高検察庁における連邦国家文民職の個々の国家職務を代行する者のために、ロシア連邦大統領は、毎月の金銭報酬を定めることができる。

階級位による追加給は毎月支給され、検察勤務員の職務給への一定の比率で、以下のように定められる。

真正国家司法顧問－30パーセント

第1級国家司法顧問－27パーセント

第2級国家司法顧問－25パーセント

第3級国家司法顧問－23パーセント

先任司法顧問－21パーセント、

司法顧問－20パーセント

後任司法顧問－19パーセント

第1級法律家－18パーセント

第2級法律家－17パーセント

第3級法律家－16パーセント

後任法律家－15パーセント

勤続年数による追加給は毎月支給され、檢察勤務員の職務給および階級位による追加給に対する一定の比率で、以下のように定められる。

2年以上5年未満－20パーセント

5年以上10年未満－35パーセント

10年以上15年未満－45パーセント

15年以上20年未満－55パーセント

20年以上－70パーセント

学位および研究上の称号に対する比例割増金は、科学博士候補または助教授については職務給の5パーセント、科学博士または教授については職務給の10パーセント、および「ロシア連邦功労法律家」の名誉称号については職務給の10パーセントの金額が支給される。

檢察勤務員の四半期および年間の勤務成果による報奨金の支給、ならびにその他の勤務員の労働報酬は、執行権力機関の勤務員のために定められた基準に基づいて支給される。

2. 檢察官、予審官、科学・教育勤務員、およびそれらの家族構成員の年金

保障は、内務機関に勤務している者およびその家族構成員のためにロシア連邦法制の定める条件、基準および手続を準用して、実現される。

本項の定める年金保障の権利を有し、20年以上勤続していながらいかなる年金も受け取っていない検察官、予審官および科学・教育勤務員には、指定されるべき年金の50パーセント増の金銭扶助料への割増金が支給される。

本項の定める年金保障の権利を有する検察官、予審官および科学・教育勤務員には、以下の事由による退職の場合、退職手当が支給される。

- ①年金生活入り
- ②辞職
- ③検察庁の機関および施設の勤務の在職年限到達
- ④健康状態または障害
- ⑤定員削減措置の結果

本項の定める年金保障の権利を有しない検察官、予審官および科学・教育勤務員には、本項第4号および第5号の事由に基づく退職の場合にのみ、退職手当が支給される。

検察官、予審官および科学・教育勤務員には、その勤続年数全体に対して、以下の額の退職手当が支給される。

10暦年未満－5ヶ月の職務給と階級位に対する追加給の合計

10暦年以上、15暦年未満－10ヶ月の職務給と階級位に対する追加給の合計

15暦年以上、20暦年未満－15ヶ月の職務給と階級位に対する追加給の合計

20暦年以上－20ヶ月の職務給と階級位に対する追加給の合計

検察庁の機関および施設の職務に再度就任した後の検察官、予審官および科学・教育勤務員の退職の場合は、手当は、他の機関における勤務も含め、職務給と階級位に対する追加給の合計として計算された以前支給された退職手当額

を控除して支給される。

その他の検察勤務員の年金保障は、国家職員年金保障法制に従って実現される。

3. 検察勤務員は、職務上の目的のために、ロシア連邦政府によって定められた手続により、しかるべき輸送組織から検察機関によって取得された市内、郊外および地方交通のすべての種類の一般利用交通機関（タクシーを除く）の交通証を保障される。

交通検察庁の勤務員が、その勤務地域の範囲内で、職務遂行のために鉄道、河川、海洋および航空輸送を利用する手続は、ロシア連邦政府によって定められる。

職務上の出張に際して、検察勤務員は、順番外でホテルの部屋を予約し、利用する権利、およびあらゆる種類の交通機関に対する交通証を取得する権利を享受する。

4. 検察官および予審官は、追加居住面積の権利を有する。

住宅条件の改善を必要とする検察官および予審官は、ロシア連邦法制の定める基準に従い、連邦予算の資金によって取得され、ロシア連邦政府の定める手続によりロシア連邦検察庁機関にこの目的のために分与された個別的居室を保障される。

ロシア連邦住宅法制およびロシア連邦構成主体の住宅法制の定める要求および基準に応じた居住面積を保障されていない検察官および予審官は、本条の規定を考慮に入れて住宅条件の改善を必要とする者とみなされる。

検察官および予審官は、恒常的居住のための居室を所定の手続で提供される以前に、居室を賃借（転借）していた場合、それに関連した支出の補償を受ける権利を有する。

5. 検察官および予審官が占有している居室においては、電話の敷設は、順番外で、現行料金で行われる。

検察官および予審官の子には、学齢前児童施設、学校寄宿舎および児童保健施設の席が、順番外で提供される。

6. 勤務員およびそれと同居しているその家族構成員の医療サービス（医療の保障を含む）は、連邦予算の資金によって提供される。

7. 年金生活への移行と関連して辞職した検察官、予審官、ならびに科学および教育勤務員は、本条第2項に従い、年金証書を提示することによって、本条第3項の定める権利および社会保障を享受する。

年金を受給している検察勤務員およびその家族構成員、ならびに殉職（死亡）した検察勤務員の親、配偶者、および未成年の子の医療サービスは、本条第6項に従い、それらの者が登録されている治療施設において提供される。

第45条 検察官および予審官の法的保護および社会的支援

1. 検察官および予審官は、国家権力の代理人であり、国家の特別の保護の下におかれる。その近親者、および特別の場合は、検察官および予審官の合法的活動を妨害し、もしくはその内容を変えるよう検察官および予審官を強制する目的で、または上記の活動に対する怨恨から、その生命、健康および財産が侵害される恐れのあるその他の者も同じ保護の下におかれる。上記の者の財産も同じ保護の下におかれる。

検察官および予審官の国家的保護の実現の手続および条件は、「裁判官、ならびに法維持および統制の機関の管理職の国家的保護について」の連邦法、ならびにロシア連邦のその他の規範的法令によって定められる。

ロシア連邦検察庁は、勤務員自身の安全および身体的保護のための専門職をもつ。

2. 職務の遂行と関連して殉職（死亡）した検察官および予審官、また職務の遂行と関連して生じた身体障害またはその他の健康障害の結果死亡して職務を辞職した検察官および予審官の葬儀は、検察機関の予算として分与された資金によって行われる。

3. 検察官および予審官は、人身の保護のために指定された、戦闘用手動射撃武器（ピストル、連発拳銃）、および特殊用具を常時携帯および保管する権利、ならびにロシア共和国「民警法」の定める手続に従ってそれらを使用する権利を有する。上記武器のタイプおよびモデル、ならびに検察機関によるその入手手続は、ロシア連邦政府によって定められる。

4. 検察官および予審官は、金銭報酬平均月額の180倍の額まで保障される強制国家人身保険に加入しなければならない。

5. 国家保険機関は、以下の場合に保険金を支払う。

①勤務期間中の検察官もしくは予審官の殉職（死亡）、または職務活動と関連した身体障害もしくはその他の健康障害が原因となって死亡した場合はその退職後も、検察官または予審官の金銭報酬平均月額の180倍の額をその相続人へ。

②検察官または予審官がその職務活動と関連してその後の専門的な活動に従事する可能性を奪う身体障害またはその他の健康障害を被った場合は、金銭報酬平均月額の36倍の額。

③検察官または予審官がその職務活動と関連して身体障害またはその他の健康障害を被ったが、完全な労働能力の喪失には到らず、その後の専門的な活動に従事する能力に影響を与えなかった場合は、金銭報酬平均月額の12倍の額。

検察官または予審官がその職務活動と関連してその後の専門的な活動に従事する可能性を奪う身体障害またはその他の健康障害を被った場合、強制国家人身保険から受給した金額とは関わりなく、その者の金銭報酬平均月額とこれに関連して指定された年金額の差額の補償が、毎月支給される。

検察官または予審官が職務の遂行と関連して殉職（死亡）した場合、また検察官または予審官が職務の遂行と関連して生じた身体障害またはその他の健康障害の結果死亡して職務を辞職した場合、その扶養の下にあった労働無能力の

その家族構成員には、強制国家人身保険によって受給した金額とは関わりなく、殉職（死亡）者の金銭報酬の内、その扶養費に相当する部分と、その者のために指定された扶養者喪失年金額の差額の補償が、毎月支払われる。金銭報酬の上記の扶養費相当分は、殉職（死亡）者の金銭報酬平均月額を、労働能力者も含めその扶養の下にあった家族構成員の数によって除すことによって定める。

殉職（死亡）者の家族には、検察官または予審官が殉職（死亡）した時点で存在した条件および理由に基づき、良質の居室を受け取る権利が維持される。

検察官、予審官、またはその家族構成員に属する財産が、その職務活動と関連して滅失または破損したことによる損害は、所定の手続で、得べかりし利益も含め、全額が当人またはその家族構成員に補償されなければならない。

6. 本条の定める場合に、保険金および補償金の支給の拒絶の根拠となるのは、検察官または予審官の殉職（死亡）、これらの者への身体傷害、またはこれらの者に帰属する財産の滅失もしくは破損で有罪と認められた者に関する裁判所の判決または決定によって、これらの事件がそれらの者の職務の遂行とは無関係に生じたことが確定した場合のみである。

第46条 軍検察機関の構成および組織

1. 軍検察機関を構成するのは、最高軍検察庁、ならびにロシア連邦構成主体検察庁に対応する軍管区、艦隊、戦略ロケット部隊、およびロシア連邦国境局の軍検察庁、モスクワ市軍検察庁、その他の軍検察庁、ならびに市・地区検察庁に対応する統合隊・連合隊・守備隊の軍検察庁、およびその他の軍検察庁である（以下、軍検察機関）。

市・地区検察庁に対応する軍検察庁の下に、最高軍検事長の決定により、検察支部、検察・予審支部および予審支部を設置することができる。

例外的な事情のためにロシア連邦検察庁の他の機関が機能していない地域では、また国際条約に従ってロシア連邦の部隊が存在しているロシア連邦の領域外においては、ロシア連邦検事総長は軍検察機関に、検察庁の機能を行わせる

ことができる。

2. 軍檢察庁の機関の形成、再編および廃止、ならびにその地位、権限、構造および定員の決定は、ロシア連邦検事総長によって行われるが、この問題に関するその命令は、ロシア連邦国防軍参謀本部、ならびにロシア連邦国境局、その他の部隊および軍事構成体・機関の司令部の指令によって実現される。その他の組織上および人員上の諸問題は、所定の定員数の枠内で、ロシア連邦国防軍参謀本部、ならびにロシア連邦国境局、その他の部隊および軍事構成体・機関の司令部と共同で、軍検事長によって決定される。

3. 軍檢察機関の長となるのは、ロシア連邦検事総長代理兼最高軍検事長である。最高軍検事長は、軍檢察機関の活動を指導し、要員の抜擢、配置および教育を保障し、軍檢察官および軍予審官の資格審査を実施し、すべての軍檢察庁にとって執行が義務づけられる命令および指示を発する。

4. 軍檢察機関は、ロシア連邦国防軍、ならびに連邦の法律その他の規範的法令に従って創設されたその他の部隊、および軍事構成体・機関において、自らの権限を行使する。

第46条の1 最高軍檢察庁

1. 最高軍検事長は、局長の地位に相当するその第一代理、代理、および特命先任補佐官、ならびに局長代理の地位に相当する特命補佐官を有する。

2. 最高軍檢察庁を構成するのは、局、部（独立部および局の構成内の部）、官房ならびに受付である。局および独立部の長となるのは最高軍檢察庁の先任補佐官であり、その代理、局の構成内の部の長、官房および受付の長となるのは最高軍檢察庁の補佐官である。最高軍檢察庁の内部構成規程は、最高軍検事長によって承認される。

3. 局および部に、先任檢察官、檢察官、上級刑務檢察官、刑務檢察官、特別重要事件先任予審官、および特別重要事件予審官の職務が設けられる。

4. 最高軍檢察庁には、最高軍検事長（議長）、同第一代理、同代理（以上

は職務上当然に構成員となる)、および最高軍検事長によって任命されるその他の検察勤務員によって構成される協議会が組織される。協議会の人的構成は、最高軍検事長の提案に基づいて、ロシア連邦検事総長によって承認される。

第47条 軍検察官の権限

1. 最高軍検事長およびそれに服属する検察官は、その権限の範囲内で、本連邦法の定める権限を有し、ロシア連邦法制に従い、司令部および軍管理機関から独立に、その権限を行使する。

2. 軍検察官は、以下の権限も有する。

①協議会、軍評議会および軍管理機関の職務会合の会議に参加する。

②外部からの検査および点検を指定する。その実施費用は、検察官の提案に基づき、点検される軍部隊および軍施設が給与を支給している軍管理機関によって補償される。

③勤務証明書を提示することにより、軍部隊、企業、施設、団体および司令部の領域および執務室に、そこで定められている規則とは関わりなく、障害なく立ち入り、その記録および資料を閲覧する。

④営倉、規律房およびその他の拘禁地における有罪者、被勾留者および被逮捕者の拘禁の合法性を点検し、そこに不法に拘禁されている者を直ちに解放する。

⑤軍の営倉、守備隊の営倉、およびその他の拘禁地にある被逮捕者および被勾留者の保護、給養および護送の保障を、それぞれ対応する軍部隊、軍司令官、ロシア連邦内務省内務軍護送警備隊、ならびにロシア連邦内務省の機関および施設に要求する。

第48条 軍検察機関の要員

1. 軍検察官および軍予審官は、軍務に適した健康状態にあり、軍務に就いており、士官の称号をもち、本法第40条の要件を満たしているロシア連邦市民の中から任命される。

2. ロシア連邦検事総長の決定により、またはその同意を得て、軍検察官および軍予審官の職務に、文民を任命することができる。

3. ロシア連邦検事総長代理兼最高軍検事長は、本法第14条第2項の定める手続により、職務に任命され、職務から解任される。軍検事長は、ロシア連邦検事総長に服属し、報告義務を負う。

4. 軍検察官は、ロシア連邦検事総長によってその職務に任命され、その職務から解任される。軍検察官は、上級検察官およびロシア連邦検事総長に服属し、報告義務を負う。

5. 最高軍検事長代理、最高軍検察庁の局および部の長、それらの代理、ならびに軍管区検事長、艦隊検事長、およびそれらと同等の検察官の代理は、ロシア連邦検事総長によって職務に任命され、職務から解任される。

6. 最高軍検察庁のその他の検察官および予審官は、最高軍検事長によって職務に任命され、職務から解任される。

7. 軍管区検事長、艦隊検事長およびそれらと同等の検察官は、自らの機関および下級検察庁の軍検察官および軍予審官を職務に任命し、職務から解任する。

8. 軍検察庁の機関の士官は、軍勤務員の地位を有し、「連邦兵役・軍務法」に従ってロシア連邦国防軍、ロシア連邦国境局、その他の軍・軍事構成体および軍事機関の職務の経歴とみなされ、「連邦軍勤務員地位法」および本連邦法の定める権利を有し、それらの定める社会的保障を受ける。

軍検察庁の軍務への市民の招集および就任、その予備役編入および辞職は、最高軍検事長の提案に基づいて行われる。

9. 軍検察庁機関の軍務への士官の任命および予備役編入（辞職）は、ロシア連邦検事総長または最高軍検事長の提案に基づいて行われる。

最高級士官の予備役編入（辞職）は、ロシア連邦検事総長の提案に基づき、ロシア連邦大統領によって行われる。

10. 軍検察官および軍予審官の職務、ならびにそれに相当する軍事称号は、軍職務のリストに含まれる。

軍検察官および軍予審官の軍事称号の授与は、軍勤務員のために定められた手続に従い、対応する軍検察官の提案に基づいて行われる。最高級士官の軍事称号は、ロシア連邦検事総長の提案に基づいて、ロシア連邦大統領によって授与される。

軍検察機関の士官の軍事称号は、地域検察機関の検察勤務員階級位に照応する。

軍検察機関の士官（大佐まで）の軍務からの退職、ならびに検察庁の地域機関または特別機関の職務への就任に際して、その者に、その軍事称号に照応する階級位が授与され、階級位を有する検察官および予審官の軍務への就任に際しては、その者に照応する軍事称号が授与される。

11. 軍検察官および軍予審官の資格試験は、軍務経歴の特殊性を考慮に入れ、すべての検察勤務員のためにロシア連邦検事総長によって定められた手続に従って実施される。

軍検察官および軍予審官には、専門的経験および資格を考慮に入れて、ロシア連邦検事総長によって定められた手続に従って資格級が授与される。

12. 軍検察官および軍予審官は、本連邦法およびロシア連邦国防軍規律規則に従って褒賞を受け、規律責任を負う。報償の授与および規律罰の賦課の権利は、上級の軍検察官およびロシア連邦検事総長のみが有する。

13. 軍職員および文民の人員数は、それぞれロシア連邦国防軍、その他の部隊および軍事構成体の人員数の中から比例的に軍検察機関に分与される。軍検察機関の人的構成員の数は、ロシア連邦国防軍、その他の部隊および軍事構成体の定員数に含まれる。

第49条 軍職員および軍検察機関勤務員の物質的および社会的保障

1. 軍検察機関の職員に、法的および社会的保障、年金保障、医療保障およ

び軍職員のその他の保障を定めるロシア連邦法制が適用される。

2. 軍検察官および軍予審官の金銭給与は、職務給、軍称号給、勤続および特殊勤務追加給（職務給の50パーセントの額）、勤務の複雑性・要緊張性・特殊条件に対する追加給（職務給の50パーセント以下の額）、学位および名誉称号「ロシア連邦功労法律家」に対する比例追加給、ならびに軍職員のために定められたその他の追加給および追加的金銭給付から成る。軍検察官および軍予審官の職務給は、本連邦法第44条第1項第3節に従って定められる。金銭給与の支給は、ロシア連邦国防省、ロシア連邦国境局司令部、ならびにその他の部隊、軍事構成体および軍機関によって実施される。

勤務の複雑性・要緊張性・特殊条件に対する追加給は、各軍検察官および軍予審官の仕事の量および結果を考慮に入れて、軍検察機関の長の決定に基づいて定められる。

3. 永年勤続による年金の権利を有する軍検察官および軍予審官には、その者が受給しうる年金の50パーセントの額の金銭給与への追加給が毎月支給される。

4. 軍検察機関の文民の法的地位および物質的保障は、地域検察機関の勤務員のために定められた規則に従って定められる。

第50条 軍検察機関の財政的および物質的・技術的保障

1. 軍検察機関の活動の財政的保障は、ロシア連邦予算法に従い、それぞれロシア連邦国防省、ロシア連邦保安庁国境局ならびにその他の部隊および軍事構成隊の司令部によって実現される。

2. 軍検察機関の物質的・技術的保障、執務室、輸送機関および通信手段の提供、ならびにその他の種類の保障および給付は、ロシア連邦国防省、ならびにロシア連邦保安庁国境局、その他の部隊および軍事構成隊の司令部によって実施される。

3. 軍検察機関の執務室の保安は、軍隊によって行われる。

第7編 検察機関の組織および活動のその他の諸問題

第51条 統計報告

ロシア連邦検事総長は、利害関係を有する連邦の省庁と共同で、犯罪の状態、犯罪の解明、予審活動および検事監督に関する統一した登録および統計報告のシステムおよび方法を策定し、検察機関における報告書の作成および提出の統一手続を定める。

第52条 検察庁の機関および施設の財政的および物質的・技術的保障

1. ロシア連邦検察庁の機関および施設の活動の財政的保障、ならびに本連邦法の定めるこれらの施設の勤務員への保障および補償は、ロシア連邦が支出義務を負う。

2. [地方自治機関の支出義務—失効]

3. 検察機関は、ロシア連邦政府によって、集権化された手続で、交通手段、技術的手段および公式の軍装品を保障される。

第53条 検察庁の機関および施設の印章

検察庁の機関および施設は、ロシア連邦国章の形象および施設の名称を刻印した印章を有する。

第54条 本連邦法に含まれる若干の名称の説明

本連邦法に含まれる名称の意味は、以下の通りである。

検察官（本連邦法第1条第3項、第3条、第4条第3項および第4項、第5条第1項および第2項、第6条、第7条、第10条、第22条第1項、第25条、第27条、第30条第1項、第31条、第33条第1項、第34条、第35条第1項乃至第4項、第37条、第40条第3項、第40条の1第1項および第5項、第40条の4、第40条の5第3項、第41条第5項、第41条の1、第41条の4、第42条、第43条第3項、第43条の4第2項、第44条第2項乃至第5項および第7項、第45条、第46条第3項、第47条、第48条第1項、第2項、第6項および

第10項乃至第12項、ならびに第49条)とは、ロシア連邦検事総長、およびその顧問、先任補佐官、補佐官、特任補佐官、ならびにロシア連邦検事総長代理、およびその特任補佐官、代理、先任補佐官、最高軍検事長補佐官、ならびにすべての下級検察官、およびそれらの代理、特任検察官補佐官、検察官上級補佐官、検察官補佐官、ならびに自らの権限の範囲内で作用する局および部の先任検察官、検察官、上級刑務検察官、刑務検察官を意味する。

検察勤務員とは、検察官、予審官、および階級位(軍事称号)を有する検察庁の機関および施設のその他の勤務員を意味する。

邦訳：ロシア連邦弁護士活動・弁護士集団法

(2002年5月31日制定－ロシア連邦法令集02年23号2102番、2004年8月22日改正－ロシア連邦法令集2004年35号3607番、2004年12月20日改正－ロシア連邦法令集04年52号5267番)

第1章 総則

第1条 弁護士活動

1. 弁護士活動は、人および法人(以下、依頼人)へ、その権利、自由および利益の擁護の目的で、ならびに裁判所の利用の保障のために、本連邦法の定める手続により弁護士の地位を取得した者によって、専門職として提供される認定資格に基づく法律の援助である。

2. 弁護士活動は企業活動ではない。

3. 以下の者によって提供される法律の援助は、弁護士活動ではない。

①法人(以下、団体)の法務部の勤務員、ならびに国家権力機関および地

方自治機関の勤務員

②法律的服务を提供する団体の参加者および勤務員、ならびに個人企業家

③公証人、弁護士が特許代理人として行動している場合を除く特許代理人、または法律によって自らの専門的活動を行う権限を特に与えられているその他の者。

4. 本連邦法の効力は、法律によって代理権を行使している機関および人には及ばない。

第2条 弁護士

1. 弁護士とは、本連邦法の定める手続により弁護士の地位および弁護士活動を行う権利を取得した者である。弁護士は、法の問題に関する独立した専門的助言者である。弁護士は、科学的、教育のおよびその他の創造的活動を除き、勤務員として労働関係に入る権利を有さず、またロシア連邦の国務、ロシア連邦構成主体の国務、国家勤務職および自治体職務に従事する権利を有さない。

弁護士は、弁護士活動と、弁護士団体の長としての職務、およびロシア連邦構成主体の弁護士院（以下、弁護士院）の被選挙職の職務、ならびにロシア連邦の連邦弁護士院（以下、連邦弁護士院）、全ロシア的および国際的な弁護士の社会団体の職務を兼任することができる。

2. 弁護士は法律の援助を提供し、以下のことを行う。

①口頭および文書で、法的問題に関する相談および照会に応じる。

②申請書、訴願書、請願書その他の法的性格の文書を作成する。

③憲法裁判手続において依頼人の利益を代表する。

④民事裁判手続および行政裁判手続に、依頼人の代理人として参加する。

⑤刑事裁判手続および行政的違法行為事件の手続に、依頼人の代理人または弁護人として参加する。

⑥調停裁判所、国際商業仲裁委員会（裁判所）、その他の紛争解決機関に

おける事件の審理に、依頼人の代理人として参加する。

⑦国家権力機関、地方自治機関、社会団体、およびその他の団体において、依頼人の利益を代表する。

⑧外国の法制、国際裁判機関およびその他の国際団体の規則的文書、またはロシア連邦の締結した国際条約によって別段の定めがない限り、外国の国家権力機関、裁判所および法維持機関、ならびに国際裁判機関、ならびに外国の非国家機関において、依頼人の利益を代表する。

⑨執行手続および刑罰の執行に、依頼人の代理人として参加する。

⑩租税法の諸関係において、依頼人の代理人として行動する。

3. 弁護士は、連邦の法律によって禁止されていないその他の法律の援助を提供する権利を有する。

4. 連邦の法律で別段の定めがない限り、民事裁判手続、行政裁判手続、および行政的違法行為事件の裁判手続において、団体、国家権力機関および地方自治機関の代理人となりうるのは弁護士のみである。ただしこれらの機能を、上記の団体、国家権力機関および地方自治機関の定員内にある勤務員が行使する場合を除く。

5. 外国籍の弁護士は、当該外国の法の諸問題について、ロシア連邦の領域内において法律の援助を提供することができる。

外国籍の弁護士は、ロシア連邦の国家機密と結びついた諸問題については、ロシア連邦の領域内において法律の援助を提供することを許されない。

6. ロシア連邦の領域内で弁護士活動を行っている外国籍の弁護士は、司法分野の連邦執行権力機関（以下、連邦司法機関）によって特別の名簿に登録され、その名簿の管理手続はロシア連邦政府によって定められる。

上記名簿への登録なしに、ロシア連邦の領域内で外国籍の弁護士が弁護士活動を行うことは禁止される。

第3条 弁護士集団と国家

1. 弁護士集団は、弁護士の職業的共同体であり、市民社会の制度として、国家権力機関および地方自治機関のシステムに入らない。

2. 弁護士集団は、合法性、独立および自治の原則、ならびに弁護士平等の原則に基づいて行動する。

3. 住民が容易に法律的援助を求めることができること、および弁護士活動への支援を保障するために、国家権力機関は、弁護士集団の独立性を保障し、ロシア連邦法制の定める場合、ロシア連邦市民に無料で法律的援助を提供する弁護士の活動を財政的に保障し、また必要な場合、弁護士団体に、執務室および通信手段を提供する。

4. 各弁護士には、ロシア連邦憲法によって市民のために定められた社会保障が保証される。

第4条 弁護士活動および弁護士集団に関する法制

1. 弁護士活動および弁護士集団に関する法制は、ロシア連邦憲法に基づき、本連邦法、その他の連邦の法律、ならびに連邦の法律に従って採択されるロシア連邦政府および上記の活動を規制する連邦執行権力機関の規範的法令、ならびに本連邦法によって定められた権限の範囲内で採択されるロシア連邦構成主体の法律およびその他の規範的法令によって構成される。

2. 本連邦法の定める手続に従って採択された弁護士の職業倫理規準は、弁護士活動の実行に際して各弁護士を義務づける行動規則、および弁護士の責任を追及する根拠および手続を定める。

第5条 本連邦法によって用いられている用語の利用

団体および社会団体の名称に、「弁護士活動」、「弁護士集団」、「弁護士」、「弁護士院」、「弁護士団体」、「法律相談所」または、その中にこれらの用語を含む語句を利用することは、弁護士および本連邦法の定める手続で創設された団体にのみ許される。

第2章 弁護士の特権および義務

第6条 弁護士の権限

1. 憲法裁判、民事裁判および行政裁判の手続に依頼人の代理人として参加する弁護士、ならびに刑事裁判手続および行政的違法行為事件の手続に依頼人の代理人または弁護人として参加する弁護士の権限は、ロシア連邦のそれぞれの訴訟法制によって規制される。

2. 連邦の法律が定める場合、弁護士はそれぞれの弁護士団体によって交付される依頼履行指示書を有しなければならない。この指示書の様式は、連邦司法機関によって承認される。その他の場合弁護士は、委任状に基づいて依頼人を代理する。いかなる者も、弁護士の事件への参加に際して、弁護士およびその依頼人に、法律の援助提供協定（以下、協定）の提示を要求する権利を有しない。

3. 弁護士は、以下の権利を有する。

①国家権力機関、地方自治機関、社会团体およびその他の団体に、証明書、人物に関する資料、およびその他の記録について照会することを含め、法律の援助の提供のために不可欠な情報を収集する。上記機関および団体は、法制の定める手続に従い、照会のあった記録またはその正確な複写を、弁護士の照会を受け取った日から1ヶ月以内に、弁護士に交付する義務を負う。

②弁護士が法律の援助を提供している事件に関する情報を所有していると推定される者に、その者の同意を得て質問する。

③ロシア連邦法制の定める手続に従い、物証その他の証拠と認められうる物体および文書を収集し、提出する。

④法律の援助の提供と結びついた諸問題の解明のために、契約に基づいて専門家を活用する。

⑤接見の回数およびその継続時間の制限なしに、（その勾留期間中も含め）

妨害なしに自らの依頼人と二人だけで、秘密を保障された条件の下で面会する。

⑥国家機密およびその他の法律によって保護された秘密を遵守しつつ、弁護士が法律的援助を提供している事件に含まれている情報を、(機械の支援による場合を含め)書き写す。

⑦ロシア連邦法制に抵触しないその他のことを行う。

4. 弁護士は、以下の権利を有しない。

①法律的援助の提供を求めた者から、それが明らかに違法な性格をもっている場合に、委任を受任すること。

②法律的援助の提供を求めた者から、以下の場合に委任を受任すること。

弁護士が、依頼人との協定の対象に、依頼人の利益と区別される独立の利益を有する場合

弁護士が、裁判官、調停裁判官、仲裁員、仲介人、検察官、予審官、捜査官、鑑定人、専門家または通訳として当該事件に参加したことがある場合。当該事件の被害者または証人である場合。弁護士が、当該依頼人の利益のために決定を採択することがその権限に帰属している公務員であった場合。

当該依頼人の事件の取調または審理に参加したかまたは参加している公務員と、近親関係または家族関係にある場合。

当該依頼人の利益と対立する別の依頼人に法律的援助を提供している場合。

③事件において依頼人の意思に反する立場をとること。ただし弁護士が、依頼人は虚偽で自ら罪を着ていると信じている場合を除く。

④依頼人が否定しているのに、依頼人の有罪の証拠があると公然と言明すること。

⑤法律的援助の提供と関連して依頼人が弁護士に知らせた情報を、依頼人

の同意なしに公言すること。

⑥自ら引き受けた弁護を放棄すること。

5. 機動的捜索活動を行う機関との弁護士との非公開の協力は禁止される。

第7条 弁護士の義務

1. 弁護士は、以下の義務を負う。

①ロシア連邦法制の禁止していないすべての手段によって、依頼人の権利および合法的利益を、誠実に、理性的に、かつ良心的に主張する。

②捜査機関、予審機関、検察官または裁判所の指名による刑事裁判手続における弁護人としての弁護士の義務的参加に関する法律を実行する。本連邦法の定める場合、ロシア連邦市民に法律的援助を提供する。

③常に自らの知識を向上させ、自らの技能を高める。

④弁護士の職業倫理規準を遵守する。ロシア連邦構成主体の弁護士院およびロシア連邦の連邦弁護士院の諸機関がその権限の範囲内で採択した決定を実行する。

⑤それぞれのロシア連邦構成主体の弁護士院の弁護士集会（協議会）（以下、弁護士集会（協議会））の定める手続に従い、その定める金額を、受け取った報酬の中から弁護士院の共通経費のための資金として毎月控除する。また弁護士団体の定める手続に従い、その定める金額を、それぞれの弁護士執務室、弁護士会または弁護士事務所の維持のための資金として控除する。

⑥自らの職業上の財産的責任のリスクについての保険に加入する。

2. 弁護士は、自らの職業的義務の不履行、またはしかるべからざる履行に対して、本連邦法の定める責任を負う。

第8条 弁護士秘密

1. 弁護士による自らの依頼人への法律的援助の提供と結びついたすべての情報は、弁護士秘密である。

2. 弁護士に法律的援助を求めたことに関連して、またはその提供と関連し

で知るところとなった事情に関する証人として、弁護士を召喚し、または尋問することはできない。

3. 弁護士に対して機動的搜索措置および予審行為を実施することは（弁護士活動を行うために弁護士が利用している居室および執務室を含め）、裁判所の決定に基づいてのみ許される。

（弁護士の地位の停止後または終了後を含め）機動的搜索措置または予審行為の過程で受け取った情報、物体および文書は、それらが依頼人の事件に関して弁護士が作成したものではない場合にのみ、訴追の証拠として利用することができる。この制限は、犯罪の武器、およびロシア連邦法制に従ってその取引が禁止され、または制限されている物体には及ばない。

第3章 弁護士の地位

第9条 弁護士の地位の取得

1. ロシア連邦において弁護士の地位を取得しうるのは、国家の信任状を有する最高専門教育施設において最高法律教育を修了した者、または法律専門の学位を有する者である。これらの者は、2年以上の法律専門職の経歴を有するか、または本連邦法の定める期間、弁護士養成の実習を経験しなければならない。

その最高法律教育が初めて修了した最高専門教育である場合は、法律専門職の経歴は、当該教育施設の修了の時以後のみが計算に入れられる。

2. 以下の者は、弁護士の地位を取得することおよび弁護士活動を行うことを志願する権利を有しない。

①ロシア連邦法制の定める手続により、行為無能力者または制限能力者と認められた者

②故意犯罪を行い、抹消されていない、または取り消されていない前科を

有する者

3. 弁護士地位の取得を志願する者（以下、志願者）が資格試験に合格した後、弁護士地位の授与を決定するのは、ロシア連邦構成主体の弁護士院付属資格委員会（以下、資格委員会）である。

4. 弁護士地位の取得のために必要な法律専門職の経歴には、以下の職種が含まれる。

①裁判官

②連邦国家権力機関、ロシア連邦構成主体の国家権力機関、その他の国家諸機関の最高法律教育を必要とする国務

③ロシア連邦の領域上に現行ロシア連邦憲法採択以前に存在したソ連邦、ロシア共和国およびロシア連邦の国家諸機関の最高法律教育を必要とする職務

④最高法律教育を必要とする自治体職務

⑤ロシア連邦最高裁判所付属裁判事務局の最高法律教育を必要とする職務

⑥団体法務部の最高法律教育を必要とする職務

⑦科学・研究施設の最高法律教育を必要とする職務

⑧中等専門教育、高等専門教育および高等教育修了後専門教育の法学講師

⑨弁護士

⑩弁護士助手

⑪公証人

5. 弁護士は、いかなる追加的許可もなしに、ロシア連邦の全領土において弁護士活動を行う権利を有する。

6. 本連邦法の定める手続で弁護士地位を取得した外国市民および無国籍者は、連邦の法律によって別段の定めがない限り、ロシア連邦の全領土において弁護士活動を行うことを許される。

第10条 資格試験の受験

1. 本連邦法第9条第1項および第2項の要件を満たす者は、ロシア連邦構成主体の弁護士院資格委員会に、弁護士の地位の授与に関する申請書を提出する権利を有する。

2. 志願者は、申請書の外に、その身分を証明する文書の複写、履歴情報を含む調査用紙、労働手帳または法律専門職の職歴を確認するその他の文書、最高法律教育または法律専門の学位の存在を確認する文書の複写、および弁護士活動・弁護士団体法制の定める場合はその他の文書を資格委員会に提出するものとする。

信用できない情報を提出した場合は、志願者の資格試験の受験を拒絶する根拠となりうる。

3. 資格委員会は、必要な場合は、志願者によって提出された文書および情報の信用性の点検を2ヶ月間組織する。その場合資格委員会は、しかるべき機関に、上記の文書および情報の信用性の点検または確認のための質問を行う権限を有する。当該機関は、資格委員会に対して、資格委員会の質問を受け取った日から1ヶ月以内に、文書および情報の点検の結果について通知し、またはその信用性について確認する義務を負う。

4. 資格委員会は、点検の終了後、志願者の資格試験の受験の可否に関する決定を採択する。

5. 志願者の資格試験の受験の不許可の決定は、本連邦法の指示する理由に基づいてのみ採択することができる。志願者の資格試験の受験の不許可決定は、裁判所に提訴することができる。

第11条 資格試験

1. 資格試験の可否決定および志願者の知識の評価の手続に関する規程、ならびに志願者に出される問題の一覧表は、連邦弁護士院理事会によって作成され、承認される。

2. 資格試験は、出題に対する文書による解答（テスト）および口頭試問か

らなる。

3. 資格試験の不合格者は、1年以上経った後、本連邦法の定める資格試験受験の2度目の手続を許可される。

第12条 弁護士地位の授与

1. 資格委員会は、志願者による弁護士地位授与申請書の提出の日から3ヶ月以内に、志願者に弁護士地位を授与する決定またはそれを拒否する決定を採択する。

弁護士の地位を授与するという資格委員会の決定は、志願者が弁護士宣誓を行った日に発効する。

2. 資格委員会は、資格試験に合格した後に、資格試験の受験を妨げる事由が発覚した場合を除き、資格試験に合格した志願者に対して、弁護士の地位の授与を拒否する権限を有しない。このような場合、弁護士の地位の授与の拒否の決定は、裁判所に訴えることができる。

3. 弁護士の地位は、志願者に対して無期限に授与され、弁護士の一定の年齢によって制限されることはない。

第13条 弁護士の宣誓

1. 弁護士院によって定められた手続により、資格試験に合格した志願者は、以下の内容の宣誓を行う。

「ロシア連邦憲法、法律および弁護士職業倫理規準に導かれ、弁護士の職務を遂行し、依頼人の権利、自由および利益を擁護することを、誠実かつ良心的に、厳かに宣誓する」。

2. 志願者は、宣誓の日から弁護士の地位を受け取り、弁護士院の会員となる。

第14条 弁護士名簿

1. 司法分野の連邦執行権力機関の地域機関（以下、地域司法機関）は、ロシア連邦構成主体の弁護士名簿（以下、地域名簿）を管理する。

2. 地域司法機関は、毎年2月1日までに、地域名簿の複写を弁護士院に送付する。地域司法機関は、地域名簿の変更について、この変更を行った日から10日以内に、対応するロシア連邦構成主体の弁護士院に通知する。

3. 地域名簿の管理手続は、連邦司法機関によって定められる。

第15条 地域名簿への弁護士情報の記載

1. 資格委員会は、志願者への弁護士の地位の授与について、当該決定の採択の日から7日以内に、地域司法機関に通知し、後者は通知の受理の日から1ヶ月以内に、地域名簿に弁護士の情報を記載し、しかるべき証明書を弁護士に交付する。

2. 証明書の様式は、連邦司法機関によって承認される。証明書には、弁護士の姓、名および父称、ならびにその地域名簿の登録番号が記載される。証明書には、地域司法機関の印章によって証明された弁護士の写真が貼付されなければならない。

3. 証明書は、本条第5項が定める場合を除き、弁護士の地位を確認する唯一の文書である。

弁護士が終了し、または停止された者は、弁護士院理事会によるしかるべき決定の採択の後に、証明書を交付した地域司法機関に自らの証明書を引き渡す義務を負う。

4. 弁護士は、一度に一つの連邦構成主体のみの弁護士院の会員であることができ、その者についての情報は一つの地域名簿にのみ記載することができる。弁護士は、本連邦法に従って設立された一つの弁護士団体においてのみ、自らの活動を行う権利を有する。

5. 一つの連邦構成主体の弁護士院の会員から、別の連邦構成主体の弁護士院の会員への変更を決めた弁護士は、このことを、その者が会員である連邦構成主体の弁護士院の理事会に、書留郵便で通知する。

理事会は、弁護士の上記の決定について、弁護士の通知を受け取った日から

10日以内に、地域司法機関に通知する。弁護士が弁護士院に対して支払うべき債務が存在する場合は、理事会は、弁護士による債務総額の完全な返済まで上記の通知を送付しない権利を有する。

地域司法機関は、理事会の通知を受け取った日から1ヶ月以内に地域名簿から弁護士に関する情報を削除する。その際弁護士は、自らの証明書を地域司法機関に引き渡す義務を負う。地域司法機関は、弁護士によって引き渡された証明書の代わりに、弁護士の地位を確認する文書を弁護士に交付する。当該文書には、地域名簿への弁護士情報の記載の日付、および地域名簿からの弁護士情報の削除の日付が記載される。弁護士は地域名簿から自らに関する情報を削除した日から1ヶ月以内に、書留郵便で、その者がその会員になることを意図しているロシア連邦構成主体の弁護士院の理事会に、このことについて通知する義務を負う。

対応するロシア連邦構成主体の弁護士院の理事会は、弁護士から上記の通知を受け取った日から1ヶ月以内に、弁護士に関する情報を点検し、その者を弁護士院の会員として受け容れる決定を行う。理事会はこの決定について、決定採択の日から10日以内に、地域司法機関および弁護士に通知する。

地域司法機関は、理事会の通知を受け取った日から1ヶ月以内に、地域名簿に弁護士の情報を記載し、弁護士に新しい証明書を交付する。

6. 弁護士は、弁護士の地位の授与の日、所属する弁護士院の変更後地域名簿に弁護士情報が記載された日、および弁護士の地位の回復の日からそれぞれ3ヶ月以内に、弁護士院理事会に、弁護士が選んだ弁護士団体の形態について通知する義務を負う。

7. 地域名簿への弁護士情報の記載を拒否され、または証明書の弁護士への交付を拒否された場合は、本連邦法の定める期間内に、裁判所に訴えることができる。

8. 一つのロシア連邦構成主体の弁護士院の会員から、別のロシア連邦構成

主体の弁護士院の会員への弁護士による変更の手続は、連邦弁護士院理事会によって定められる。

第16条 弁護士の地位の停止

1. 弁護士の地位は、以下の事由に基づいて停止される。

①弁護士が国家権力機関または地方自治機関に選出された場合、その常勤職の期間

②弁護士が6ヶ月を超えて自らの職業的義務を遂行する能力を失った場合

③弁護士が兵役に招集された場合

④弁護士が、連邦の法律の定める手続で失踪者とみなされた場合

2. 弁護士に医療的性格の強制処分を適用する決定を裁判所が採択した場合、裁判所は、当該弁護士の地位の停止に関する問題を審理することができる。

3. 弁護士の地位の停止は、本連邦法第18条第2項の定める保障を除き、本連邦法の定める当該弁護士との関係における保障の効力の停止を伴う。

3の1. 弁護士の地位が停止された者は、弁護士活動を行う権利を有さず、弁護士院または連邦弁護士院における被選挙職務に従事する権利を有しない。本号の規定の違反は、弁護士の地位の終了をもたらす。

4. 当該弁護士の情報がその地域名簿に記載されているロシア連邦構成主体の弁護士院の理事会は、弁護士の地位の停止の決定を採択する。

5. 本条第1項および第2項の定める事由が消失した後、弁護士の地位は、その地位を停止された弁護士の個人的申請に基づき、弁護士の地位の停止に関する決定を採択した理事会の決定に基づいて回復される。

5の1. 弁護士の地位の停止、または弁護士の地位の回復の拒否についての弁護士院理事会の決定は、裁判所に訴えることができる。

6. 弁護士院理事会は、弁護士の地位の停止または回復に関するその決定の採択の日から10日以内に、地域名簿に対応する情報を記載するために、そのことを地域司法機関に書面で通知し、また本条第1項第4号の定める事由によ

る弁護士地位の停止の場合を除いて、弁護士地位を停止または回復された者、および当該弁護士が弁護士活動を行っていた弁護士団体にも同様に通知する。

地域司法機関は、上記の通知を受け取った日から10日以内に、弁護士地位の停止または回復に関する情報を地域名簿に記載する。

第17条 弁護士地位の終了

1. 弁護士の地位は、以下の事由に基づき、弁護士に関する情報がその地域名簿に記載されているロシア連邦構成主体の弁護士院の理事会によって終了させられる。

① 弁護士地位の終了に関する申請書の弁護士による弁護士院理事会への提出

② 弁護士を行為無能力者または制限能力者と認めた裁判所の決定の発効

③ 弁護士の死亡、またはその死亡宣告に関する裁判所の決定の発効

④ 故意犯罪実行のため弁護士を有罪と認める裁判所の判決の発効

⑤ 本連邦法第9条第2項の定める事情の露見

⑥ 本連邦法第16条第3項の1の規定の違反

2. その地域名簿に当該弁護士に関する情報が記載されているロシア連邦構成主体の弁護士院理事会は、以下の事情についての資格委員会の意見に基づき、弁護士地位を終了させる決定を採択することができる。

① 依頼人に対する職業上の義務の弁護士による不履行、またはしからべからざる履行

② 弁護士職業倫理規程の規範の弁護士による違反

③ その権限の範囲内で採択された弁護士院の機関の決定の弁護士による不履行またはしからべからざる履行

④ 本連邦法第10条第2項の要求に従って資格委員会に提出された情報が信用できないことが確定した場合

⑤本連邦法第15条第6項の定める事情が生じた日から4ヶ月経過しても、弁護士による弁護士団体の選択に関する情報が弁護士院に欠如する場合

3. 弁護士の地位が終了した者は、弁護士活動を行う権利を有さず、弁護士院または連邦弁護士院の機関の被選挙職務に従事する権利を有しない。本項に違反した場合は、連邦法の定める責任を問われる。

4. 理事会は、本条第1項および第2項に従って採択された決定について、その採択の日から10日以内に、書面で、弁護士の地位が終了させられた者－ただし本条第1項第3号の定める事由によって弁護士の地位が終了した場合を除く－、対応する弁護士団体、および地域司法機関に通知し、地域司法機関は必要な変更を地域名簿に加える。

5. 本条第1項および第2項の定める事由に基づいて採択された弁護士院理事会の決定は、裁判所に訴えることができる。

6. 弁護士の地位の終了の事由となる事情に関する情報を掌握している地域司法機関は、弁護士の地位の終了に関する提案を弁護士院へ送付する。弁護士院理事会が、この提案を受け取った日から3ヶ月以内にそれを審理しなかった場合は、地域司法機関は、弁護士の地位の終了に関する申請を裁判所に提起する権限を有する。

第18条 弁護士の独立性の保障

1. 法制に従って行われる弁護士活動への干渉、またはその活動の妨害は、いかなる形態のものであれ禁止される。

2. 弁護士は、効力を発した裁判所の判決によって、犯罪行為（不作為）のために弁護士の有罪性が確定されない限り、弁護士活動の実行に際して表明した意見のために、いかなる責任も追及されることはない（弁護士の地位の停止中または終了後も含めて）。

上記の制限は、本連邦法に従った依頼人に対する弁護士の民事法上の責任には及ばない。

3. 弁護士に、または弁護士団体、弁護士院もしくは連邦弁護士院の勤務員に、具体的な事件における法律的援助の提供と関連した情報を要求することは許されない。

4. 弁護士、その家族構成員およびそれらの財産は、国家の保護の下にある。内務機関は、弁護士およびその家族構成員の安全、ならびにそれらの者に帰属する財産の保全を保障するために必要な措置をとる義務を負う。

5. 弁護士に対する刑事訴追は、刑事訴訟法制によって定められた弁護士の保障を遵守して行われる。

第19条 弁護士の責任のリスクに関する保険

弁護士は、連邦の法律に従い、依頼人と結んだ法律的援助提供協定の諸条件の違反に対する自らの職業上の財産的責任のリスクに関する保険に加入する。

第4章 弁護士活動の組織化および弁護士団体

第20条 弁護士団体の諸形態

1. 弁護士団体の諸形態は、弁護士執務室、弁護士会、弁護士事務所および法律相談所である。

2. 弁護士は、本連邦法に従い、弁護士団体の形態および弁護士活動を行う場所を自主的に選択する権利を有する。弁護士は、選択された弁護士団体の形態および弁護士活動を行う場所について、本連邦法の定める手続により、弁護士院理事会に通知する義務を負う。

3. 本連邦法第24条の定める場合、弁護士は法律相談所において弁護士活動を行う。

第21条 弁護士執務室

1. 個人で弁護士活動を行うことを決定した弁護士は、弁護士執務室を設置する。

2. 弁護士は、弁護士執務室の設置について、弁護士院理事会に書留郵便で通知し、その中で弁護士に関する情報、弁護士執務室の設置場所、および弁護士院と弁護士との間の電話、電信、郵便その他の連絡方法を記載する。

3. 弁護士執務室は法人ではない。

4. 弁護士執務室を設置した弁護士は、法制に従って銀行に口座を開き、弁護士執務室が設置されたロシア連邦構成主体の名称を含む弁護士執務室の住所および名称を記した印章、スタンプおよび用紙を有する。

5. 弁護士執務室における法律的援助提供協定は、弁護士と依頼人の間で締結され、弁護士執務室の記録簿に登録される。

6. 弁護士は、弁護士執務室の配置のために、自ら所有する居室を、またはその家族構成員の所有する居室をその家族構成員の同意を得て、利用する権利を有する。

7. 弁護士は、弁護士およびその家族構成員が賃借契約に基づいて占有する居室を、賃貸人および弁護士と同居しているすべての成人の同意を得て、弁護士執務室の設置のために利用することができる。

第22条 弁護士会

1. 2人以上の弁護士は、弁護士会を設立する権利を有する。

2. 弁護士会は会員制に基づき、その設立者によって承認された定款（以下、定款）、および設立者の締結した設立契約に基づいて行動する非営利団体である。

3. 弁護士会の設立人となりうるのは、その情報が一つの地域名簿にのみ記載されている弁護士である。

4. 設立人は、設立契約において、自らの財産の弁護士会への譲渡の条件、その活動への参加手続、弁護士会への新会員の受け入れの手続および条件、弁護士会設立人（会員）の権利および義務、ならびに設立人（会員）の弁護士会からの脱退の手続および条件を定める。

5. 定款は、以下の情報を含まなければならない。

- ①弁護士会の名称
- ②弁護士会の存在場所
- ③弁護士会の活動の対象および目的
- ④弁護士会の財産形成の源泉およびその利用方針
- ⑤不可分財産の存否およびその利用方針を含む弁護士会の管理手続
- ⑥弁護士会の支部に関する情報
- ⑦弁護士会の改組および閉鎖の手続
- ⑧定款の変更および補足の手続
- ⑨本連邦法および他の連邦の法律に矛盾しないその他の情報

6. 設立契約および定款の定める要求は、弁護士会自身およびその設立人(会員)による履行が義務づけられる。

7. 弁護士会の設立人は、弁護士会の設立、改組または閉鎖について、弁護士院理事会に、郵便書留で通知する。弁護士会の設立または改組についての通知には、弁護士会で弁護士活動を行う弁護士、弁護士会の存在場所、ならびに弁護士院理事会と弁護士会の間の電話、電信、郵便その他の連絡方法に関する情報を含まなければならない。この通知には、設立契約および定款の公証された複写を添付しなければならない。

8. 弁護士会は、その国家登録の時に設立されたとみなされる。弁護士会の国家登録、および単一国家法人名簿へのその活動の終了に関する記述の導入は、法人の国家登録に関する連邦の法律の定める手続に従って行われる。

9. 弁護士会は法人であり、ロシア連邦法制に従って独立した貸借対照表をもち、銀行に口座を開設し、弁護士会が設立されたロシア連邦構成主体の名称を含む弁護士会の住所および名称を記した印章、スタンプおよび用紙を有する。

10. 弁護士会は、ロシア連邦の全領域において、および外国法制が定める場合は外国の領域においても、支部を創設する権利を有する。

弁護士会は、支部の開設または閉鎖について、弁護士会が設立されているロシア連邦構成主体の弁護士院理事会、および弁護士会支部が開設されたロシア連邦構成主体の弁護士院理事会に、書留郵便で通知する。弁護士会支部の開設に関する通知には、弁護士会支部で弁護士活動を行う弁護士会およびその支部の存在場所、ならびに弁護士院理事会と弁護士会およびその支部の間の電話、電信、郵便その他の連絡方法に関する情報を含まなければならない。通知には、弁護士会支部の開設決定および支部規程の公証された複写を添付しなければならない。

弁護士会の支部で弁護士活動を行う弁護士となりうるは、当該支部を開設した弁護士会の会員である。

弁護士会の支部で弁護士活動を行う弁護士に関する情報は、支部が開設されたロシア連邦構成主体の地域名簿に記載されなければならない。

外国の領域に開設された弁護士会の支部で弁護士活動を行う弁護士に関する情報は、弁護士会が設立されたロシア連邦構成主体の地域名簿に記載される。

11. 弁護士会の設立人によってその資金として提供された財産は、弁護士会に所有権が帰属する。

12. 弁護士会の会員は、弁護士会の債務に責任を負わず、弁護士会はその会員の債務に責任を負わない。

13. 弁護士会は、ロシア連邦の法制に従い、会員である弁護士が弁護士活動に関連して得た所得について課税代理人となり、また依頼人や第三者との支払関係において、また弁護士会設立文書の定めるその他の諸問題について弁護士の代理人となる。

弁護士会は、弁護士構成員すなわち弁護士会会員の変更について弁護士院に通知する義務を負う。

14. 弁護士会は、課税代理人または代理人としての義務の不履行またはしかるべからざる履行に対して、ロシア連邦法制の定める責任を負う。

15. 弁護士会における法律的援助提供協定は、弁護士と依頼人の間で締結され、弁護士会の記録簿に登録される。

16. 本条の規定のいずれも、弁護士による依頼人の委任の履行に際しての弁護士の独立性の制限、また依頼人に対する弁護士の個人的な職業上の責任の制限とみなしてはならない。

17. 弁護士会は、本連邦法第23条の定める手続による弁護士事務所への転換の場合を除き、営利団体または任意のその他の非営利団体に転換することはできない。

18. 弁護士会の設立、活動および閉鎖と関連して発生する諸関係には、連邦の「非営利団体系」が非営利パートナーシップのために定めている諸規則が、本連邦法の規定に矛盾しない限り適用される。

第23条 弁護士事務所

1. 2人以上の弁護士は、弁護士事務所を設立する権利を有する。

2. 弁護士事務所の設立および活動と関連して発生する諸関係には、本条に別段の定めがない限り、本連邦法第22条の諸規則が適用される。

3. 弁護士事務所を設立した弁護士は、非公証手続で書面による相互間のパートナーシップ契約を締結する。パートナーシップ契約により、各弁護士＝パートナーは、全パートナーの名において法律的援助を提供するために自らの力を結合する義務を負う。パートナーシップ契約は、秘密の情報を含む文書であり、弁護士事務所の国家登録のために提出されることはない。

4. パートナーシップ契約には、以下のことが記載される。

- ① パートナーシップ契約の有効期間
- ② パートナーによる決定の採択手続
- ③ パートナー長の選出手続およびその権限
- ④ その他の本質的諸条件

5. 弁護士事務所の共通事務は、パートナー契約に別段の定めがない限り、

パートナー長によって行われる。依頼人との法律的援助提供協定は、全パートナーが交付した委任状に基づき、全パートナーの名において、パートナー長または他のパートナーによって締結される。委任状には、依頼人および第三者との協定および取引を締結するパートナーの権限の制限がすべて記載される。上記の制限は、依頼人および第三者に知らせられる。

6. パートナーシップ契約は、以下の事由によって終了する。

① パートナーシップ契約の有効期間の終了

② パートナーの一人である弁護士の地位の終了または停止。ただしパートナーシップ契約により、残るパートナーの間で契約が維持されることが定められている場合を除く。

③ パートナーの一人の要求によるパートナー契約の解消。ただしパートナーシップ契約により、残るパートナーの間で契約が維持されることが定められている場合を除く。

7. パートナーシップ契約の終了の時から、その参加者は、依頼人および第三者との関係における共通の債務の不履行について連帯責任を負う。

8. パートナーシップ契約から一人の弁護士が脱退するに際して、当該弁護士は、法律的援助を行っていたすべての事件についてパートナー長に事務の引き継ぎを行う義務を負う。

9. パートナーシップ契約から脱退した弁護士は、その者がパートナーシップ契約に参加していた期間中に発生した共通の債務につき、依頼人および第三者に対して責任を負う。

10. 本条の諸規定のいずれも、依頼人の委任の履行に際しての弁護士の独立性の制限、また依頼人に対する弁護士の個人的な職業上の責任の制限とみなしてはならない。

11. 弁護士事務所は、それを弁護士会に転換する場合を除いて、営利団体または任意のその他の非営利団体に転換することはできない。

12. パートナースhip契約終了後、弁護士は、新しいパートナースhip契約を締結する権利を有する。旧パートナースhip契約の効力の終了の日から1ヶ月以内に新しいパートナースhip契約が締結されない場合は、弁護士事務所は、弁護士会に転換されるか、または閉鎖されなければならない。

パートナースhip契約の終了の時から、弁護士事務所の弁護士会への転換の時、または新しいパートナースhip契約の締結の時まで、弁護士は、法律の援助提供協定を結ぶ権利を有しない。

第24条 法律相談所

1. 一つの裁判区の領域において、当該裁判区の領域上に設置されているすべての弁護士団体の弁護士の総数が、連邦裁判官1人につき2人に満たない場合は、弁護士院は、対応するロシア連邦構成主体の執行権力機関の提案に基づき、法律相談所を設置する。

2. 法律相談所は、施設という形態で創設される非営利団体である。法律相談所の創設、改組、転換、閉鎖および活動の諸問題は、ロシア連邦民法典、連邦「非営利団体法」および本連邦法によって規制される。

3. 法律相談所の創設に関するロシア連邦構成主体の執行権力機関の提案は、以下の情報を含まなければならない。

①法律相談所の創設が要求されている裁判区

②当該裁判区における裁判官の人数

③当該裁判区に必要な弁護士の人数

④法律相談所に提供される執務室を含む法律相談所の活動の物質・技術的および財政的保障、法律相談所に引き渡される組織的・技術的手段、法律相談所の仕事のために派遣される弁護士の労働に対する報酬に割り当てられる資金の源泉および金額

4. 本条第3項第4号の定める諸条件についてロシア連邦構成主体の執行権力機関と合意した後、弁護士院理事会は、法律相談所設置の決定を採択し、法

律相談所の仕事のために派遣される弁護士の候補者を承認し、ロシア連邦構成主体の執行権力機関に、法律相談所の創設について書留郵便で通知する。

5. 弁護士院理事会は、法律相談所の仕事のために弁護士を派遣する手続を承認する。その際弁護士院理事会は、法律相談所において専門的活動を行う弁護士への弁護士院の資金による追加報酬の支給について定めることができる。

第25条 法律の援助提供協定

1. 弁護士活動は、弁護士と依頼人の協定に基づいて行われる。

2. 協定は、依頼人自身または依頼人の指定する者への法律の援助の提供に向けられた依頼人と弁護士（弁護士達）の間で非公証手続で文書により締結される民事契約である。

法律の援助提供協定の解除の問題は、本連邦法の定める例外を除き、ロシア連邦民法典によって規制される。

3. 弁護士は、その弁護士に関する情報がどの地域名簿に記載されているかに関わりなく、また依頼人の居住場所または所在場所に関わりなく、依頼人との協定を締結する権利を有する。

4. 協定の本質的諸条件は以下の通りである。

①代理人として委任の履行を引き受けた弁護士（弁護士達）の氏名、およびその弁護士の所属する弁護士団体および弁護士院の名称

②委任の対象

③提供される法律の援助に対する報酬の依頼人による支払いの諸条件

④委任の履行と結びついた弁護士（弁護士達）の支出の補償の手続および金額

⑤委任の履行を引き受けた弁護士（弁護士達）の責任の程度および性格

5. 報酬および委任の履行と結びついた支出の補償に対する弁護士の権利は、それについての依頼人の特別の同意なしに、第三者に譲渡することはできない。

6. 依頼人により弁護士に支払われる報酬、および（または）委任の履行と

結びついた支出の弁護士への補償は、協定の定める手続により、その定める期間内に、当該弁護士団体の会計に必ず納付するか、または弁護士団体の決済口座に必ず振り込まなければならない。

7. 弁護士は、受け取った報酬を用いて、以下の職業上の支出に当てる。

①弁護士総会（代表者会議）の定める金額を、その定める手続に従い、弁護士院の共通経費に当てる。

②当該弁護士団体の維持経費

③職業上の損害の保険料

④弁護士活動の実施と関連したその他の支出

8. 捜査機関、予審機関、検察官または裁判所の指名により刑事訴訟手続に弁護士として参加する弁護士の労働報酬は、連邦予算の資金で支払われる。これらの目的のための支出は、当該年度の連邦予算法において、対応する特定の支出項目として計上される。

捜査機関、予審機関、検察官または裁判所の指名により刑事訴訟手続に弁護士として参加する弁護士の報酬の金額および支給手続は、ロシア連邦政府によって定められる。

9. 交通が困難な地域、および人口希薄な地域における法律の援助の物質的・技術的および財政的保障は、ロシア連邦構成主体が支出義務を負う。

本連邦法第26条の定める手続によりロシア連邦市民に無料で法律の援助を提供する弁護士の支出の補償手続は、ロシア連邦構成主体の法律その他の規範的法令によって定められる。

10. 捜査機関、予審機関、検察官または裁判所の指名により刑事訴訟手続に弁護士として参加する弁護士へ弁護士院の資金から支払われる追加報酬の金額、およびロシア連邦市民への無料の法律の援助の提供に対する報酬の支払い手続は、毎年弁護士院理事会によって定められる。

第26条 ロシア連邦市民への無料の法律の援助の提供

1. 一人当たりの平均収入が当該ロシア連邦構成主体の法律の定める最低生活費の額より少ないロシア連邦市民への法律の援助は、以下の者の場合無料で提供される。

①扶養料の取立、ならびに労働活動と結びついた扶養者の死、傷害またはその他の健康侵害によって生じた損害の賠償に関する事件が第一審裁判所で審理されている場合の原告

②企業活動と結びつかない諸問題について大祖国戦争の参戦将兵

③年金および扶助料の申請書の作成についてロシア連邦市民

④名誉回復と結びついた諸問題について、政治弾圧を被ったロシア連邦市民

2. ロシア連邦市民が無料で法律の援助を受けるために必要な書類のリスト、および上記書類の提出手続は、ロシア連邦構成主体の法律その他の規範的法令によって定められる。

3. 未成年者浮浪・法違反予防システムの施設で養育されている未成年者には、あらゆる場合に、法律の援助は無料で提供される。

第27条 弁護士助手

1. 弁護士は助手を採用する権利を有する。弁護士助手になりうるのは、本連邦法第9条第2項に掲げる者を除き、最高法律教育もしくは中等法律教育を終了し、または最高法律教育を中退した者である。

2. 弁護士助手は、弁護士活動に従事する権利を有しない。

3. 弁護士助手は、弁護士秘密を守る義務を負う。

4. 弁護士助手は、弁護士団体との間で締結された労働契約の諸条件に従って採用され、弁護士が弁護士執務室において自らの活動を行っている場合は、その者との関係において雇用者となる弁護士との間で締結された労働契約の諸条件に従って採用される。弁護士団体は、当該弁護士団体における一人の弁護士の職業的活動時間について、その活動を保障する者との間で、期限付き労働

契約を締結する権利を有する。

5. 弁護士助手の社会保険は、助手が働いている弁護士団体によって実現され、弁護士が弁護士執務室で自らの活動を行っている場合は、助手が働いている弁護士執務室の弁護士によって実現される。

第28条 弁護士見習

1. 5年以上の弁護士経歴を有する弁護士は、見習を採用することができる。弁護士見習になることができるのは、本連邦法第9条第2項に掲げられた者を除き、最高法律教育を有する者である。見習期間は、1年以上2年以下である。

2. 弁護士見習は、弁護士の指導の下で自らの活動を行い、弁護士の個々の委任を実行する。弁護士見習は、独立して弁護士活動に従事する権利を有しない。

3. 弁護士見習は、弁護士秘密を守る義務を負う。

4. 弁護士見習は、弁護士団体との間で結ばれた労働契約の諸条件に基づいて採用され、弁護士が弁護士執務室において自らの活動を行っている場合には、当該見習との関係で雇用者となっている弁護士との間で結ばれた労働契約の諸条件に基づいて採用される。

5. 弁護士見習の社会保険は、見習が働いている弁護士団体によって実現され、弁護士が弁護士執務室において自らの活動を行っている場合には、見習が働いている弁護士執務室の弁護士によって実現される。

第29条 ロシア連邦構成主体の弁護士院

1. 弁護士院は、一つのロシア連邦構成主体の弁護士の義務的加入に基づく非国家・非営利団体である。

2. 弁護士院は、本連邦法の定める所定の形態の諸団体のための一般的諸規定に基づいて行動する。

3. 弁護士院は、その組織的・法的形態およびそれが形成されたロシア連邦構成主体の名称を含む自らの名称をもつ。

4. 弁護士院は、技能の高い法律的援助の提供、当該ロシア連邦構成主体全領域の住民にとっての利用し易さ、ロシア連邦市民に無料で提供される法律的援助の組織化、国家権力機関、地方自治機関、社会団体およびその他の団体における弁護士の利益の代弁および擁護、弁護士活動に入ることを許される者の職業的養成に対する統制、ならびに弁護士の職業倫理規準の弁護士による遵守を保障する目的で創設される。

5. 弁護士院は、弁護士の設立集会（代表者会議）によって形成される。

弁護士院は法人であり、独立した貸借対照表をもち、ロシア連邦法制に従って会計その他の口座を開設し、その形成されたロシア連邦構成主体の名称を含む自らの名称入りの印章、スタンプおよび用紙を有する。

6. 弁護士は弁護士院の債務に責任を負わず、弁護士院は弁護士の債務に責任を負わない。

7. 弁護士院は国家登録しなければならず、それは弁護士の設立集会（代表者会議）の決定に基づき、連邦の法人国家登録法の定める手続に従って行われる。

7-1. 弁護士院は改組することはできない。ロシア連邦構成主体の弁護士院の解散は、連邦の法律の定める手続に従い、新しい構成主体をロシア連邦の構成単位として形成することに関する憲法的法律に基づいて行うことができる。

8. ロシア連邦構成主体の領域には、一つの弁護士院のみを形成することができ、それはロシア連邦の他の構成主体の領域に、自らの構成部局、支部および代表部を形成する権利を有しない。複数の構成主体にまたがる弁護士院およびその他の地域連合的な弁護士院の形成は許されない。

9. その権限の範囲内で採択された弁護士院の諸機関の決定は、弁護士院のすべての会員にとって義務的である。

10. 弁護士院は、自らの名において弁護士活動を行う権利を有さず、また企業活動に従事する権利を有しない。

第30条 弁護士集会（代表者会議）

1. ロシア連邦構成主体の弁護士院の最高機関は、弁護士集会である。弁護士院の会員数が300人を超える場合は、弁護士代表者会議が弁護士院の最高機関となる。弁護士集会（代表者会議）は、1年に1回以上招集される。

弁護士集会（代表者会議）は、弁護士院の会員（代表者会議の代議員）の3分の2以上が参加した場合に、成立したとみなされる。

2. 弁護士集会（代表者会議）の権限には、以下の事項が帰属する。

①新理事の選出、および本連邦法第31条第2項の定める理事会の更新（ローテーション）手続によって交替すべき理事の権限の終了を含め、ロシア連邦構成主体の弁護士院の理事会の形成、理事の権限の任期満了前の終了の決定の採択、ならびに弁護士の地位を終了または停止させられた理事の権限の任期満了前の終了に関する理事会の決定の承認

②弁護士の中からの監査委員会委員の選出および資格委員会委員の選出

③全ロシア弁護士大会（以下、大会）への代表（単数または複数）の選出

④弁護士院の共通経費に当てるための弁護士からの強制的控除の金額の決定

⑤弁護士院の維持のための支出予算の承認

⑥弁護士院の財政的・経済的活動の監査結果に関する監査委員会の報告の承認

⑦弁護士院の維持のための支出予算の執行報告を含む理事会の報告の承認

⑧弁護士集会（代表者会議）の議事規則の承認

⑨理事会の設置場所の決定

⑩弁護士院の特定基金の創設

⑪弁護士の職業倫理規程に従った弁護士の報償および責任措置の制定

⑫本連邦法に従ったその他の諸決定の採択

3. 弁護士集会（代表者会議）の決定は、総会に参加した弁護士（代表者会

議の代表)の単純多数によって採択される。

第31条 弁護士院理事会

1. 弁護士院理事会は、弁護士院の合議制執行機関である。

2. 理事会は、弁護士集会(代表者会議)によって、弁護士院の会員の中から15人以下、秘密投票で選出され、2年に1回その3分の1が更新(ローテーション)される。この場合、本連邦法第41条第6項の規定は、適用されない。

定例のローテーションに際して、弁護士院院長は、理事を辞職する候補者団、および弁護士院理事の空席を補充するための弁護士の候補者団を、理事会の審理に付す。院長によって提案された候補者団は、弁護士院理事会による承認の後、承認を求めて弁護士集会(代表者会議)の審理に付される。

弁護士集会(代表者会議)が提案された候補者団を承認しない場合は、弁護士院院長は、新しい候補者団を、弁護士院理事会の審理および承認の後にのみ、承認を求めて弁護士集会(代表者会議)に提案する。

3. 弁護士院理事会は、

①理事の中から弁護士院院長を4年の任期で選出し、その提案に基づいて一人または複数の副院長を2年の任期で選出し、院長および副院長の権限を定める。その際同一人物が連続して2期を超えて弁護士院院長の職務を務めることはできない。

②弁護士集会(代表者会議)と弁護士集会(代表者会議)の間の期間、弁護士の地位を終了または停止させられた理事の権限の任期満了前の終了に関する決定を採択する。当該決定は、次の弁護士集会(代表者会議)に承認を求めて提案される。

③代表者会議への代表選出基準および代表選出手続を定める。

④本連邦法の定めるロシア連邦市民への無料で提供される法律の援助を含め、ロシア連邦構成主体の全領域において容易に法律の援助を求められるよう保障する。この目的のため理事会は、ロシア連邦構成主体の執行権力機関

の提案に基づいて法律相談所の創設に関する決定を採択し、弁護士院理事会の定める手続に従い法律相談所の仕事のために弁護士を派遣する。

⑤捜査機関、予審機関、検察官または裁判所の指名に基づき刑事裁判手続に弁護人として参加する弁護士による法律的援助の提供の手続を定め、この手続を上記の諸機関および弁護士に通知し、弁護士によるその履行を監督する。

⑥ロシア連邦市民へ無料で法律的援助を提供する弁護士への弁護士院の負担による報酬支払の手続を定める。

⑦国家権力機関、地方自治機関、社会团体およびその他の団体に対して、弁護士院を代表する。

⑧弁護士の技能向上および弁護士見習の教育のプログラムの承認を含め、弁護士の専門的なレベルの向上に協力し、当該プログラムに基づいて専門教育を組織する。

⑨資格委員会の意見を考慮に入れて、弁護士の行為（不作為）に対する訴えを審理する。

⑩弁護士の社会的諸権利および職業上の諸権利を擁護する。

⑪弁護士団体への執務室の保障に協力する。

⑫弁護士への情報提供の保障および弁護士間の仕事の経験の交流を組織する。

⑬養成方法改善活動を行う。

⑭弁護士集会（代表者会議）を1年に1回以上招集し、その議事日程を作成する。

⑮予算および財産の用途に従って弁護士院の財産を処分する。

⑯理事会および監査委員会の議事規則、ならびに弁護士院機構の定員表を承認する。

⑰院長、副院長、弁護士院理事会のその他の理事、ならびに監査委員会お

および資格委員会の委員の報酬金額を、弁護士集会（代表者会議）によって承認された弁護士院維持のための支出予算の範囲内で定める。

⑬対応するロシア連邦構成主体の領域上の弁護士団体およびその支部の名簿を管理する。

⑭弁護士の質問に対して、倫理規範の遵守に関わる複雑な状況下の弁護士のありうる行動について、その権限の範囲内で、弁護士職業倫理規準に基づいて、説明を与える。

4. 弁護士院理事会が、本連邦法の要求を履行しなかった場合は、弁護士集会（代表者会議）は、理事会の権限を任期満了前に終了させることができる。臨時の弁護士集会（代表者会議）は、弁護士院会員の半分以上の要求、地域司法機関の要求、または連邦弁護士院理事会の決定により、弁護士院理事会によって招集される。

連邦弁護士院の共通経費のための義務的控除の6ヶ月を超える不払いを含め、弁護士院理事会が、当該機関の権限の範囲内で採択された連邦弁護士院の諸機関の決定を、体系的に履行しなかった場合は、臨時の弁護士集会（代表者会議）が連邦弁護士院理事会によって招集される。

連邦弁護士院理事会の決定では、臨時の弁護士集会（代表者会議）の招集の理由、弁護士集会（代表者会議）の開催の日時および場所、ならびに代表者会議への代表選出の基準および手続が指示されなければならない。

5. 理事会の会議は、弁護士院院長によって、必要に応じて、ただし1ヶ月に1回以上招集される。会議は、理事の3分の2以上がそこに出席した場合に、権限を有するとみなされる。

6. 理事会の決定は、会議に参加した理事の単純多数によって採択され、すべての弁護士院会員を拘束する。

7. 弁護士院院長は、国家権力機関、地方自治機関、社会団体およびその他の諸団体、ならびに他人との関係において弁護士院を代表し、委任状なしに弁

護士院の名において行動し、委任状を交付し、弁護士院の名において法律行為を行い、予算および財産の用途に従い理事会の決定に基づいて弁護士院の財産を処分し、弁護士院機構の勤務員を採用および解雇し、理事会の会議を招集し、理事会の決定および弁護士集会（代表者会議）の決定の履行を保障する。

弁護士院院長は、弁護士職業倫理規程の定める事由が存在する場合、その定める手続により、弁護士または弁護士衆との関係で、規律手続を開始する。

8. 院長および副院長、ならびにその他の理事は、弁護士活動と弁護士院理事会の仕事を兼任することができる。その場合、理事会の仕事に対して、弁護士院理事会の定める金額の報酬を受け取る。

9. 弁護士院理事会は、自らの名において弁護士活動を行う権利を有さず、また企業活動に従事する権利を有しない。

第32条 監査委員会

1. 弁護士院およびその諸機関の財政・経済活動を監督するために、弁護士の中から監査委員会が選出され、その情報は対応するロシア連邦構成主体の地域名簿に記載される。

2. 監査委員会は、自らの活動の結果を、弁護士集会（代表者会議）に報告する。

3. 監査委員は、弁護士活動と監査委員会の職務を兼任することができ、その際監査委員会の職務に対して、弁護士院理事会の定める金額の報酬を受け取る。監査委員は、弁護士院の他の被選挙職務に就く権利を有しない。

第33条 資格委員会

1. 資格委員会は、弁護士の地位の授与を請求する者の資格試験の実施のために、また弁護士の行為（不作為）に対する訴願の審理のために設置される。

2. 資格委員会は、以下の代表選出基準により、13人の委員によって、任期2年で形成される。

①ロシア連邦構成主体弁護士院から院長を含む7人の弁護士。この場合委

員となる弁護士は5年以上の弁護士活動経歴を有しなければならない。

②地域司法機関から2人の代表

③ロシア連邦構成主体の国家権力の立法（代表）機関から2人の代表。この場合、代議員、国家職員および自治体職員は、代表になることはできない。上記代表の選出手続およびその者に必要とされる条件は、ロシア連邦構成主体の法律によって定められる。

④共和国最高裁判所、道裁判所、州裁判所、連邦レベルの市の裁判所、自治州裁判所および自治区裁判所から1人の裁判官

⑤ロシア連邦構成主体仲裁裁判所から1人の裁判官

3. 弁護士院院長は、職務上常に資格委員会委員長となる。

4. 資格委員会は、本項の定める資格委員会委員の3分の2以上が存在する場合に、形成されたとみなされ、決定を採択する権限を有する。

5. 資格委員会の会議は、必要に応じて、ただし1年に4回以上、資格委員会委員長によって招集される。会議は、資格委員会委員の3分の2以上が出席した場合に、権限を有するとみなされる。

資格委員会によって採択された決定は、議事録に公式記録され、委員長および書記が署名する。投票に際して、資格委員会の委員に、会議に出席する資格委員会委員の多数によって採択された決定と異なる特別意見がある場合は、当該意見は書面で提出され、会議の議事録に添付される。

6. 弁護士志願者の資格試験の可否の問題に関する資格委員会の決定は、記名投票により、会議に出席した資格委員会委員の単純多数によって採択される。投票用紙の形式は、連邦弁護士院理事会によって承認される。投票用紙、および問（テスト）に対する文書による解答の本文は、資格委員会会議の議事録に添付され、厳格報告書類として弁護士院の文書庫に3年間保管される。資格委員会の決定は、投票後直ちに志願者に通知される。

7. 訴願の審理の結果につき、資格委員会は、弁護士の行為（不作為）に弁

護士の職業上の倫理規準の規範に対する違反が存在するか否かについて、また弁護士による自らの義務の不履行、またはしかるべからざる履行について、結論を与える。

資格委員会の結論は、記名投票により、その会議に出席した資格委員会委員の単純多数によって採択される。投票用紙の形式は、連邦弁護士院理事会によって承認される。弁護士および弁護士の行為（不作為）に対して訴願を提出した者は、訴願の客観的かつ正しい審理を求める権利を有する。上記の者は、自らの選択により、訴願の審理に弁護士を立ち会わせる権利を有する。

8. 資格委員会の委員である弁護士は、弁護士活動と資格委員会の職務を兼任することができ、その場合、資格委員会の職務に対して、弁護士院理事会の定める金額の報酬を受け取る。

第34条 弁護士院の財産

1. 弁護士院の財産は、弁護士院の共通経費のために弁護士の納付した控除金、ならびにロシア連邦法制によって定められた手続により法人および人から提供された献金および慈善金（寄付金）によって形成される。弁護士院は当該財産の所有者である。

2. 弁護士院の共通経費となるのは、弁護士院の諸機関で勤務している弁護士の報酬のための支出、上記諸機関における弁護士の職務と関連した支出の弁護士への補償、弁護士院機構の勤務員の賃金の支出、および弁護士院の活動の物質的保障であり、ならびに弁護士院理事会の決定に基づき、ロシア連邦市民に無料で法律的援助を提供した弁護士の労働報酬の支出、および弁護士院予算の定めるその他の支出である。

第35条 ロシア連邦の連邦弁護士院

1. ロシア連邦の連邦弁護士院は、ロシア連邦構成主体の弁護士院を統合する強制会員制に基づく全ロシア的な非国家・非営利団体である。

2. ロシア連邦における弁護士自治機関としての連邦弁護士院は、国家権力

機関および地方自治機関における弁護士の利益の代表および擁護、弁護士院の活動の調整、ならびに弁護士によって提供される法律の援助の水準の高さの保障の目的で創設される。

連邦弁護士院は、連邦国家権力機関との関係において、捜査機関、予審機関、検察官または裁判所の指名に基づき弁護人として刑事裁判手続に参加する弁護士の労働報酬のための連邦予算の資金の分与に関する諸問題を含め、弁護士共同体の利益に触れる諸問題の解決に際して、弁護士およびロシア連邦構成主体弁護士院の利益を代表する権限を有する団体である。

3. 連邦弁護士院は法人であり、ロシア連邦法制に従って予算ならびに銀行における会計その他の口座を有し、自らの名称入りの印章、スタンプおよび用紙を有する。

4. 連邦弁護士院は、全ロシア弁護士大会によって組織される。連邦弁護士院の機能および権限に類似した機能および権限を有するその他の団体および機関の形成は許されない。

5. 連邦弁護士院の定款は、全ロシア弁護士大会によって採択される。

6. 連邦弁護士院は、連邦の法人国家登録法の定める手続に従って国家登録しなければならない。

6の1. 連邦弁護士院は改組することはできない。連邦弁護士院の解散は、連邦の法律に基づいてのみ行うことができる。

7. 連邦弁護士院およびその諸機関によってその権限の範囲内で採択された決定は、すべての弁護士院および弁護士を拘束する。

第36条 全ロシア弁護士大会

1. 連邦弁護士院の最高機関は、全ロシア弁護士大会である。大会は2年に1回以上招集される。大会は、3分の2以上のロシア連邦構成主体の弁護士院の代表がその活動に参加した場合に、その権限をもつとみなされる。

各弁護士院は、平等の権利および大会への平等の代表権を有する。各弁護士

院は、その代表の数に関わりなく、決定の採択に際して1票のみ有する。

2. 全ロシア弁護士大会は、

①連邦弁護士院の定款を採択し、その修正および追加を承認する。

②弁護士の職業上の倫理規準を採択し、その修正および追加を承認する。

③本連邦法第37条第2項の定める理事会の更新（ローテーション）手続に従って交替すべき新理事の選出および理事の権限の終了を含め、連邦弁護士院理事会の理事を選任し、理事の任期満了前の権限終了の決定を採択し、弁護士の地位が終了または停止させられた理事の権限の任期満了前の終了に関する理事会の決定を承認する。

④連邦弁護士院の共通経費のために各弁護士院から控除する金額を、各弁護士院の会員数によって定める。

⑤連邦弁護士院の維持のための支出予算を承認する。

⑥連邦弁護士院の維持のための支出予算の執行に関する報告を含め、連邦弁護士院理事会の報告を承認する。

⑦連邦弁護士院監査委員会委員を2年の任期で選出し、連邦弁護士院の財政・経済活動の結果に関する監査委員会の報告を承認する。

⑧大会の議事規則を承認する。

⑨連邦弁護士院理事会の所在地を定める。

⑩連邦弁護士院の定款の定めるその他の機能を実現する。

第37条 連邦弁護士院理事会

1. 連邦弁護士院理事会は、連邦弁護士院の合議制執行機関である。

2. 連邦弁護士院理事会は、全ロシア弁護士大会により、30人以下の人数で秘密投票により選出され、2年に1回その3分の1が交替（ローテーション）しなければならない。

定例のローテーションに際して、連邦弁護士院院長は、辞任する理事の候補者団、連邦弁護士院理事の空席を補充するための弁護士の候補者団を、連邦弁

護士院理事会の審理に付す。連邦弁護士院理事会による承認の後、院長の提案した候補者団は、承認を求めて大会の審理に付される。

大会が提案された候補者団を承認しない場合は、連邦弁護士院院長は、新しい候補者団を、連邦弁護士院理事会によるその審理および承認の後にのみ、承認を求めて大会に提出する。

3. 連邦弁護士院理事会は、

①自らの会員の中から連邦弁護士院院長を任期4年で選出し、院長の提案に基づいて一人または複数の連邦弁護士院副院長を任期2年で選出し、院長および副院長の権限を定める。その場合同一人物は、連邦弁護士院院長および副院長の職務に連続2期を超えて就くことはできない。

②大会と大会の間の期間、弁護士の地位が終了または停止させられている理事の権限の任期満了前の終了に関する決定を採択する。当該決定は、承認を求めて次期大会に提出される。

③国家権力機関、地方自治機関、社会団体、ならびにロシアおよびロシア連邦領域外のその他の団体との関係において、連邦弁護士院を代表する。

④弁護士院の活動を調整する。

⑤弁護士の職業上の水準の向上に協力し、弁護士、弁護士助手および弁護士見習の職業的養成および再養成の統一方法論を策定する。

⑥弁護士の社会的諸権利および職業上の諸権利を擁護する。

⑦弁護士活動に関わる諸問題についての連邦の法律案の専門的審査の実施に参加する。

⑧弁護士の情報的保障を組織する。

⑨弁護士院に蓄積された規律問題の実務を総合し、これとの関係で必要な勧告を策定する。

⑩養成方法論改善活動を行う。

⑪2年に1回以上全ロシア弁護士大会を招集し、その議事日程を作成する。

⑫連邦弁護士院の財産を、予算および財産の用途に従って処分する。

⑬大会における各弁護士院からの代表基準を承認する。

⑭連邦弁護士院理事会の議事規則および連邦弁護士院機構の定員表を承認する。

⑮連邦弁護士院の院長、副院長およびその他の理事、ならびに連邦弁護士院監査委員会委員の報酬金額を、大会の承認した連邦弁護士院の維持のための支出予算の範囲内で決定する。

⑯連邦弁護士院の定款の定めるその他の機能を実現する。

4. 連邦弁護士院理事会が本連邦法の要求を履行しない場合、連邦弁護士院理事会の権限は、全ロシア弁護士集会によって、任期満了前に終了させることができる。臨時の全ロシア弁護士大会は、ロシア連邦構成主体の弁護士の3分の1以上の要求により、連邦弁護士院理事会によって招集される。

5. 連邦弁護士院理事会の会議は、必要に応じて、ただし3ヶ月に1回以上、連邦弁護士院院長によって招集される。会議は、連邦弁護士院理事の3分の2以上がそこに出席した場合に、権限を有するとみなされる。

6. 連邦弁護士院理事会の決定は、その会議に参加した連邦弁護士院理事の単純多数によって採択される。

7. 連邦弁護士院院長は、国家権力機関、地方自治機関、社会団体、その他の諸団体、および他人との関係において連邦弁護士院を代表し、委任状なしに連邦弁護士院の名において行動し、委任状を交付し、連邦弁護士院の名において法律行為を行い、予算および財産の用途に従い連邦弁護士院理事会の決定に基づいて連邦弁護士院の財産を処分し、連邦弁護士院機構の勤務員を採用し、それを解雇し、連邦弁護士院理事会の会議を招集し、連邦弁護士院理事会の決定および全ロシア弁護士大会の決定の執行を保障する。

8. 連邦弁護士院の院長、副院長およびその他の理事は、弁護士活動と連邦弁護士院理事会の職務を兼任することができ、連邦弁護士院理事会の定める金

額を、連邦弁護士院理事会における職務に対する報酬として受け取る。

9. 連邦弁護士院理事会は、自らの名において弁護士活動を行う権利を有さず、また企業活動に従事する権利を有しない。

第38条 連邦弁護士院の財産

1. 連邦弁護士院の財産は、各弁護士院の行った控除金、ならびにロシア連邦法制の定める手続により法人および人から受け取った献金および慈善金（寄付金）で形成される。連邦弁護士院は、当該財産の所有者である。

2. 連邦弁護士院の共通経費のための支出に関わるのは、連邦弁護士院の諸機関で勤務している弁護士の報酬のための支出、上記諸機関における弁護士の職務と結びついた支出の当該弁護士への補償、連邦弁護士院機構の勤務員の賃金のための支出、連邦弁護士院の活動の物質的保障、および連邦弁護士院の予算の定めるその他の支出である。

第39条 弁護士の社会団体

弁護士は、ロシア連邦法制に従い、弁護士の社会団体を創設し、および（または）弁護士の社会団体の構成員になる権利を有する。弁護士の社会団体は、本連邦法の定める弁護士団体の諸機能を実現する権利を有さず、ロシア連邦構成主体の弁護士院もしくは連邦弁護士院またはそれらの諸機関の諸機能を実現する権利を有しない。

第5章 結びおよび過渡的諸規定

第40条 弁護士の地位の維持

1. ソ連邦およびロシア共和国の法制に従って形成され、本連邦法の施行時にロシア連邦の領域上で活動しており、本連邦法第9条第1項および第2項の要件を満たす弁護士会（以下、本連邦法施行以前に形成された弁護士会）の会員である弁護士は、本連邦法の施行後、資格試験の合格および資格委員会

による弁護士地位の授与決定の採択なしに、弁護士の地位を維持する。

2. 本連邦法の施行以前に形成された弁護士会は、本連邦法の施行後1ヶ月以内に、当該弁護士会の会長が署名し、弁護士会の印章で保証された自らの会員リストを、地域司法機関に提出する。上記のリストは、弁護士会会員が統一社会税の納税者として税務機関に登録されているロシア連邦構成主体の地域司法機関に送付される。モスクワ州弁護士会およびレニングラード州弁護士会は、自らの会員リストを、上記弁護士会会員がどこで統一社会税の納税者として税務機関に登録されているかに関わりなく、それぞれモスクワ州地域司法機関およびレニングラード州地域司法機関に送付する。

3. 地域司法機関に送付される名簿には、弁護士の姓、名および父称を含まなければならない、その情報は対応する地域名簿に記載される。リストには次の文書が添付される。

①対応する地域名簿への自らの情報の記載についての弁護士の個人的申請書

②弁護士の個人を証明する文書の複写

③弁護士の履歴情報を含む調査用紙

④労働手帳の複写または法律専門職の経歴を確認するその他の文書

⑤最高法律教育または法律専門学位の存在を確認する文書の複写

⑥本連邦法の施行以前に形成された弁護士会への加入許可決定書の複写

4. 地域司法機関は、提出された文書および情報の信用性の点検を組織する。その際地域司法機関は、必要な場合しかるべき機関および団体に照会する権限を有する。

5. 上記文書および情報の信用性を確認した後、地域司法機関は、本連邦法の施行後3ヶ月以内に、本条第1項の定める弁護士に関する情報を地域名簿に記載し、アルファベット順に整理された上記リストを地域マスメディアにおいて公表する。地域名簿に弁護士の情報が記載されていない場合は、裁判所に訴

えることができる。本連邦法第15条の定める証明書が弁護士に交付されるまで、本連邦法施行以前に弁護士に交付された証明書は効力を有する。

6. 本連邦法施行以前に形成された弁護士会は、2002年7月1日までに弁護士会の新会員の受け入れを終了する。本連邦法施行後、対応するロシア連邦構成主体における資格委員会が創設されるまで、弁護士の地位の授与は停止される。

第41条 弁護士創立集会（代表者会議）

1. 地域司法機関は、本連邦法の施行以前に形成された弁護士会幹部会と共同で、本連邦法施行の日から5ヶ月以内に、ロシア連邦構成主体における弁護士創立集会（代表者会議）の開催を組織する。

弁護士創立集会（代表者会議）は、本連邦法第40条に従って地域名簿に含まれており、2001年7月1日の本連邦法施行以前に形成された弁護士会の会員である弁護士から構成される。

2. 本連邦法施行以前に形成された弁護士会は、自らの総会で、地域司法機関が当該弁護士会幹部会と共同で定めた代表基準に従い、弁護士創立代表者会議の代議員を選出する。

3. 弁護士が、一つのロシア連邦構成主体の税務機関に統一社会税の租税支払人として登録されているが、その際本連邦法の施行以前に形成された他のロシア連邦構成主体の弁護士会の会員である場合は、租税支払人として弁護士登録されている場所の地域司法機関は、弁護士の全員集会の開催を組織し、そこで弁護士創立代表者会議の代議員を選出する。そのような弁護士の代表選出基準は、対応するロシア連邦構成主体の弁護士創立代表者会議の組織者によって決定される。

4. 弁護士創立集会（代表者会議）は、その作業に弁護士（代表者会議の代表）の3分の2以上が参加した場合に、その権限を有するとみなされる。弁護士創立集会（代表者会議）は、第一回全ロシア弁護士大会にそれぞれ3人の代

表を選出する。

5. 弁護士創立集会（代表者会議）の開会は、当該集会（代表者会議）に参加した最長老の弁護士に委任される。会議の進行のために、集会に参加した弁護士（代表者会議の代表）は議長団を選出する。

6. 弁護士創立集会（代表者会議）の決定は、当該集会に参加した弁護士（代表者会議の代表）の投票の3分の2の多数によって採択される。弁護士創立集会（代表者会議）の組織者連は、弁護士院の執行機関への本連邦法施行以前に形成された様々の弁護士会からのその会員数に比例した代表派遣の必要性を考慮に入れて、弁護士院諸機関への候補者の選抜手続を定める権利を有する。

7. ロシア連邦構成主体の弁護士院および連邦弁護士院の諸機関の構成に、弁護士創立集会（代表者会議）の参加者ではない弁護士を選出することができる。

第42条 第一回全ロシア弁護士大会の実施

1. 連邦司法機関は、諸弁護士院と共同で、本連邦法施行の日から7ヶ月以内に、第一回全ロシア弁護士大会の実施を組織する。

2. 第一回全ロシア弁護士大会は、大会代議員の3分の2以上がその作業に参加した場合に、その権限を有するとみなされる。

3. 第一回全ロシア弁護士大会の開会は、大会に参加した最長老の弁護士に委任される。会議の進行のため、大会代議員は議長団を選出する。

4. 第一回全ロシア弁護士大会の決定は、大会代議員総数の単純多数によって採択される。

5. ロシア連邦構成主体の弁護士院および連邦弁護士院の諸機関の構成に、第一回全ロシア弁護士大会の代議員ではない弁護士を選出することができる。

第43条 本連邦法施行以前に形成された弁護士会の組織的・法的諸形態の本連邦法への適合化

1. 本連邦法施行以前に形成された弁護士会の組織的・法的諸形態の本連邦

法への適合化は、本条の定める手続に従って実施される。

2. ロシア連邦構成主体の弁護士院の登録の後、本連邦法施行以前に形成された弁護士会およびその他の弁護士団体は、本連邦法第44条の定める機能を除いて、ロシア連邦構成主体の弁護士院および連邦弁護士院、ならびにそれらの諸機関の本連邦法の定める諸機能を実現する権利を有しない。

3. ロシア連邦構成主体の弁護士院の登録の日から6ヶ月以内に、本連邦法施行以前に形成された弁護士会およびその他の弁護士団体は、自らの組織的・法的諸形態を、本連邦法に適合させなければならない。

4. 会員制に基づき非営利団体の指標を充たしている本連邦法施行以前に形成された弁護士会およびその他の弁護士団体の組織的・法的諸形態の本連邦法への適合化は、それぞれの弁護士団体の全員集会の決定により、本連邦法の定める組織的・法的諸形態の一つまたは複数の弁護士団体への改変（分離、分割、改組）の方法によって実行される。

5. 本連邦法施行以前に形成された弁護士会およびその他の弁護士団体の再編の実施に際しての法制の遵守の監督は、地域司法機関が行う。

6. 本連邦法により、法律相談所で活動していた弁護士は、当該法律相談所を本連邦法の定める組織的・法的形態の一つである非営利団体へ改変することにより、本連邦法施行以前に形成された弁護士会からの分離を要求する権利が認められる。その弁護士会への改変による法律相談所の分離の決定は、弁護士院の登録の日に当該法律相談所で活動している名簿上の弁護士会員の単純多数によって採択される。その際新しく生まれる弁護士会の設立人（会員）となる権利は、分離の要求の提出に参加していなかった者も含め、弁護士院の登録の日に当該法律相談所で活動しているすべての弁護士に帰属する。

法律相談所の弁護士事務所への改変による法律相談所の分離の決定は、弁護士院の登録の日にそれぞれの法律相談所で活動している名簿上の弁護士会員の3分の2の多数によって採択される。その際新しく生まれる弁護士事務所の設

立人(会員)となるのは、パートナー契約を結んでいる弁護士のみである。

7. 本連邦法の施行以前に形成された弁護士会からの分離に関する法律相談所の弁護士の決定は、弁護士院の登録の日から2ヶ月以内に、書留郵便で、本連邦法施行以前に形成された弁護士会の幹部会、および対応する地域司法機関に送付しなければならない。受け取った決定は、本連邦法施行以前に形成された弁護士会の総会によって、弁護士院登録の日から4ヶ月以内に審理されなければならない。

8. 本連邦法施行以前に形成され、改組された弁護士会の権利・義務は、分割貸借対照表に従い、新しく生まれた法人に移行する。その際、以前対応する法律相談所の使用の下にあった現物の財産および財産上の諸権利は、新しく生まれた法人に譲渡される。

9. 本連邦法により、本連邦法施行以前に形成された弁護士会の施設である弁護士事務所で活動していた弁護士は、上記施設の財産に対する所有権の譲渡を求め、その後当該施設の組織的・法的形態を本連邦法に適合させる権利が認められる。所有権の譲渡の請求を提出する決定は、弁護士院の登録の日に当該弁護士事務所で活動している名簿上の弁護士会員の3分の2の多数によって採択される。

10. 所有権の譲渡に関する請求は、弁護士院の登録の日から2ヶ月以内に、本連邦法施行以前に形成された弁護士会幹部会、および対応する地域司法機関に、書留郵便で送付されなければならない。受理した請求は、本連邦法施行以前に形成された弁護士会の総会によって、弁護士院の登録の日から5ヶ月以内に審理されなければならない。

11. 本条第6項および第9項の定める請求を満足させる結果として、本連邦法施行以前に形成された弁護士会は、弁護士事務所の財産または法律相談所の財産に対する所有権を、当該事務所または相談所で活動していた弁護士に、平等な持分において、新しく生まれる弁護士会または弁護士事務所の不可分資

産をこれら持分によって形成するという条件の下、譲渡証書に従って譲渡する。

12. 本連邦法施行以前に形成された弁護士会の会員に留まっている弁護士は、本条第6項および第9項の定める請求を満たした後、本連邦法施行以前に形成された弁護士会一つまたは複数を、本連邦法の定める組織的・法的形態の弁護士団体に改変（分割）する決定を採択する権利を有する。

13. 本連邦法施行以前に形成された弁護士会の二つまたはそれ以上の弁護士団体への分割は、改組された弁護士会会員であり、本条第6項および第9項の定める請求を満たした後に弁護士会会員として留まった弁護士の半分以上の請求により実施される。改組された元の弁護士会の権利・義務は、分割貸借対照表に従い、分割の結果新しく生まれた法人に移転する。本連邦法施行以前に形成され、改組された弁護士会の権利・義務の、新しく生まれた法人の間での配分は、新しく生まれた法人の参加者となった弁護士の数に比例して実施される。本連邦法施行以前に形成された弁護士会の分割の結果生まれた法人は、改組された元の弁護士会の名称およびシンボルを利用する権利を有しない。

14. 本連邦法施行以前に形成された弁護士会の二つまたはそれ以上の弁護士団体への分割の請求は、弁護士院の登録の日から5ヶ月以内に、本連邦法施行以前に形成された弁護士会の幹部会および対応する地域司法機関に、書留郵便で送付しなければならない。受理した請求は、弁護士院の登録の日から6ヶ月以内に、本連邦法施行以前に形成された弁護士会の総会によって審理されなければならない。

15. 本連邦法施行以前に形成された弁護士会またはその他の弁護士団体の、本連邦法の定める組織的・法的形態の一つへの改変は、当該弁護士団体の会員総数の多数によって採択された総会の決定によって行われる。その際改組された弁護士会またはその他の弁護士団体の権利・義務は、譲渡証書に従い、新しく生まれた弁護士会または弁護士事務所に移転する。

16. 改組の過程で新しく生まれた弁護士会および弁護士事務所は、分割貸借

対照表および譲渡証書に従い、本連邦法施行以前に形成された弁護士会およびその他の弁護士団体の権利継承者となる。

17. 本連邦法の施行の日から、本連邦法施行以前に形成された弁護士会その他の弁護士団体は、本条の定める手続以外の方法で、法律相談所や弁護士事務所の間で自らの会員の移動および財産の譲渡を行う権利を有せず、本連邦法施行以前に形成された弁護士会の財産を譲渡する権利を有しない。

18. 本条第6項、第9項および第13項の定める請求を受け取った日から3ヶ月以内に、本連邦法施行以前に形成された弁護士会の総会が、分割貸借対照表または譲渡証書を承認しない場合、また本連邦法施行の日から45日以内に、上記弁護士会が、その会員である弁護士のリストに本連邦法第40条の指示する必要文書を添付して、地域司法機関に提出しない場合は、仲裁裁判所は、対応する地域司法機関の訴えに基づいて上記弁護士会の外部管財人を指名し、その者にその改組を委ねる。

19. 外部管財人の任命以後、本連邦法の施行以前に形成され、改組すべきである弁護士会の管理に関わるすべての権限は、外部管財人に移行する。

20. 外部管財人は、裁判所において、改組される弁護士会の名において発言し、分割貸借対照表または譲渡証書を作成し、それらを法人の改組の結果生じた設立文書と共に裁判所の審理に委ねる。上記文書の仲裁裁判所による承認は、新たに生まれる法人の国家登録の根拠となる。

21. 本連邦法の施行以前に形成された弁護士会その他の弁護士団体を、本連邦法に適合させた結果生じた法人の国家登録は、連邦の法人国家登録法の定める手続に従って実施される。

22. 法人の国家登録を行う機関には、以下の文書の公証された複写が提出される。

①改組決定

②分割貸借対照表または譲渡証書

③新たに生まれる法人の設立文書

④地域名簿への設立弁護士に関する情報の記載の事実を確認する文書

23. 本連邦法の施行以前に形成された弁護士会その他の弁護士団体の改組には、ロシア連邦民法典および連邦非営利団体法の定める法人改組に関する諸規則が、本条に抵触しない限り適用される。

第44条 ロシア連邦市民への無料の法律の援助の提供および指名に基づく法律の援助の提供の保障

1. すべての弁護士院は、その登録の日から20日以内に、ロシア連邦市民への無料の法律の援助の提供の手続に関連した決定、および捜査機関、予審機関、検察官または裁判所の指名による刑事裁判手続の弁護人としての弁護士の参加の手続に関連した決定を採択する義務を負う。

2. 弁護士院による上記決定の採択まで、ロシア連邦市民への無料の法律の援助の提供の責任、および捜査機関、予審機関、検察官または裁判所の指名による刑事裁判手続の弁護人としての弁護士の参加の責任は、本連邦法の施行以前に形成された弁護士会が負う。

第45条 本連邦法の施行

1. 本連邦法は2002年7月1日より施行される。ただし本連邦法第7条第1項第6号は、2007年1月1日より施行される。

2. 本連邦法の施行の日から

①1979年11月30日の「ソ連邦弁護士法」(ソ連邦最高会議通報1979年49号846番)は、ロシア連邦領土上で効力を有しないと認められる。

②以下の法令は失効したと認める。

1980年11月20日の「ロシア共和国弁護士規程の承認に関する法律」(ロシア共和国最高会議通報1980年48号1596番)

1991年7月8日の「市場関係への経済の移行の条件下におけるロシア共和国弁護士会において弁護士実務に従事している市民の社会的保護に関する

諸措置についてのロシア共和国最高会議決定」(ロシア共和国人民代議員大会・最高会議通報1991年28号977番)

3. 本連邦法第7条第1項第6号の施行まで、弁護士は、自らの職業上の責任のリスクについて任意保険に加入する権利を有する。その際弁護士が保険契約に基づいて保険者に支払う保険料は、本連邦法第25条第7項に従って弁護士から控除される資金に該当する。

4. 連邦弁護士院理事会の形成まで、ロシア連邦構成主体の弁護士院の理事会は、連邦弁護士院理事会の以下の権限を行使する。

①資格試験の可否決定および志願者の知識の評価の手續に関する臨時規程、ならびに志願者に出願される試験問題のリストの策定および承認

②本連邦法第33条第6項および第7項の定める投票用紙の形式の承認

5. 自らの規範的法令を本連邦法に適合させるようロシア連邦大統領に提案し、ロシア連邦政府に委任する。

ロシア連邦大統領 ユー・プーチン

2002年5月31日

後記

ソ連時代の弁護士に関する法律は、1979年11月30日の「ソ連邦弁護士法」と、1980年11月20日の「ロシア共和国弁護士規程」(法律)であった。ソ連邦の崩壊後これらの法律は実状に合わなくなっていたが、新しい弁護士法の制定はかなり遅れた。その間の経緯については、杉浦一孝「ロシア弁護士制度改革と新弁護士法案の行方」(『ロシアにおける司法制度改革の動向』日本国際問題研究所、2002年)などに説明がある。2002年やっと成立した新弁護士法が、ここに邦訳した「ロシア連邦弁護士活動・弁護士集団法」である。

訳語について若干の注釈を加えると、全弁護士の参加する弁護士院には、

「連邦弁護士院」(Федеральная палата адвокатов)と連邦構成主体単位で組織される「弁護士院」(адвокатская палата)がある。后者は旧法下の弁護士会に相当する。新法では弁護士会の語は、下記の弁護士団体の一つとして用いられている。弁護士の実際の活動形態は四つあり、この四つを「弁護士団体」(адвокатское образование)と総称する。それは、①弁護士執務室(адвокатский кабинет)、②弁護士会(коллегия адвокатов)、③弁護士事務所(адвокатское бюро)、④法律相談所である。旧法下では、弁護士会の組織する法律相談所だけが存在し、それ以外に個人やグループが自主的に開業することはできなかった。なお 弁護士集団(адвокатура)とは、弁護士職にある者全体を指す集合名詞である。「弁護士業」または「弁護士職」と訳すこともできるが、文脈から「弁護士集団」という訳語を当てた。